

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する
調査研究協力者会議
議論の取りまとめ

令和5年1月

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する
調査研究協力者会議

資料一覧

- 議論の取りまとめ
- (別添1) 養護教諭及び栄養教諭に求められる役割(職務の範囲)について
- (別添2) ICT 活用に関する事例について
- (別添3) 養護教諭と栄養教諭の連携に関する事例について
- (参考資料1) 基礎資料
- (参考資料2) 関連資料

議論の取りまとめ

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議は、「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方に係る議論の動向並びに当面する学校保健及び食育に関する課題等を踏まえ、それらに対応するための方策等について検討を行うため、令和4年3月に開催が決定された。

本協力者会議の検討事項とも深く関わる教師の養成・採用・研修等の在り方については、令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、引き続き検討が必要な事項として整理された。

その後、令和3年3月に、文部科学大臣から中央教育審議会に対して「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について諮問がなされ、令和4年12月には答申として「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」が取りまとめられたところである。

学校は、教育機関として、学習機会と学力を保障する役割を担うものであるが、それに加えて、我が国においては、子供たちが、安全・安心に学ぶことができる場として、また、教師と子供、子供同士など、人と人がつながることができる場としての役割、さらには、身体的・精神的な健康の保持増進にも大きな役割を担ってきた¹。

これらの学校の役割は全て、子供たちの心身の健やかな成長に向けられたものであり、その意味で、学校は、子供たちが全人的な発達・成長を遂げ、学校生活においては勿論のこと、将来的にも、自らの生活をよりよく生きていくための基盤を築くことができる重要な役割を担っているものと言える。

その学校の中であって、養護教諭及び栄養教諭は、「教師」とすると同時に、他の教諭等とは異なる専門性を有するとともに、その職務についても、子供たちの健康課題に対する個別的な対応を担うなど、授業における教科等の指導を日常的に行う教諭等とは異なる性格を有している。

このため、養護教諭及び栄養教諭を、現在及び将来における子供たちの心身の健やかな成長に大きく貢献し得るものとして捉えた上で、本協力者会議においては、中央教育審議会における審議の状況を踏まえつつも、養護教諭や栄養教諭に特有の課題に

¹ この点、令和3年1月の中央教育審議会答申においては、「日本の学校教育はこれまで、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所としての福祉的な役割も担ってきた。この役割の重要性は今後も変わることはない。」とされている。

着目して検討を進めるとともに、資質能力の向上を念頭に置きつつ、関連する課題についても幅広く検討を行うこととし、令和4年5月以降、委員間で意見交換を行いながら、5回の会議を開催したところである。

この議論の取りまとめは、それらの検討を経て、委員間において一定の共通認識が得られたことから、本協力者会議における最終的なまとめとして取りまとめたものであるが、以下に示す内容は、養護教諭や栄養教諭を巡る様々な課題に対して、画一的な解を示す性質のものではなく、これらを契機として、養護教諭や栄養教諭本人は勿論、それ以外の特に学校関係者や教育委員会関係者、行政関係者等を含め、幅広い関係者における活発な議論が喚起されることを期待するものである。

令和5年1月17日
養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する
調査研究協力者会議

1. 養護教諭及び栄養教諭を取り巻く現状について

法的位置付け

養護教諭及び栄養教諭は、他の教諭等と同様、学校教育法にその根拠を有し、その職務及び学校種ごとの配置については、以下の表1のとおり規定されているとともに、養護教諭については、教育職員免許法の規定により、当分の間、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされている。

また、教育公務員の任免、人事評価、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について定める教育公務員特例法においては、養護教諭及び栄養教諭は、その職務の性質等を踏まえ、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修及び指導改善研修の実施について、義務付けられていない（表2参照）ものの、任命権者の判断により、同様の研修を実施することが可能とされている。

（表1）学校教育法（昭和22年法律第26号）

	養護教諭	栄養教諭
任 務	幼児児童生徒の養護をつかさどる（※1）	幼児児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる
幼稚園	任意配置	任意配置
小学校	必置（※2）	任意配置
中学校	必置（※2）	任意配置
義務教育学校	必置（※2）	任意配置
高等学校	任意配置	任意配置
中等教育学校	必置（※2）	任意配置
特別支援学校	必 置	任意配置

（※1）養護教諭は、教育職員免許法附則第14項の規定により、当分の間、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

（※2）学校教育法附則第7条の規定により、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

(表2) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)

	養護教諭	栄養教諭
教員育成指標	対象	対象
教員研修計画	対象	対象
研修履歴の記録(※1)	対象	対象
初任者研修	義務付けなし(※2)	義務付けなし(※2)
中堅教諭等資質向上研修	義務付けなし(※2)	義務付けなし(※2)
指導改善研修	義務付けなし(※2)	義務付けなし(※2)
大学院修学休業	対象	対象

(※1) 令和5年4月1日施行

(※2) 法律上実施が義務付けられていないものの、任命権者の判断により、同様の研修を実施することが可能。

養成

養護教諭及び栄養教諭の免許状取得に係る教職課程を有する大学等の数は、令和3年4月現在、全国で以下の表3のとおりとなっている。

(表3) 教職課程を有する大学等の数(令和3年4月現在)

	養護教諭	栄養教諭
大学	131	140
短期大学	9	43
大学院	65	44
専攻科	1	0
短期大学専攻科	5	0
指定教員養成機関	8	3

採用

過去5年間における公立学校における養護教諭及び栄養教諭の採用試験の実施状況は、以下の表4のとおりとなっている。教員採用選考試験の採用倍率が全体的に減少傾向にあるが、養護教諭及び栄養教諭については、少なくともその観点からは、他の教諭と同様の状況にはないものと考えられる。

(表4) 公立学校における教員採用試験の実施状況(過去5年間)

	養護教諭	栄養教諭
令和4年度	受験者数：9,051人 採用者数：1,263人 7.2倍	受験者数：1,597人 採用者数：177人 9.0倍
令和3年度	受験者数：9,239人 採用者数：1,319人 7.0倍	受験者数：1,616人 採用者数：201人 8.0倍
令和2年度	受験者数：9,040人 採用者数：1,388人 6.5倍	受験者数：1,678人 採用者数：207人 8.1倍
令和元年度	受験者数：9,212人 採用者数：1,468人 6.3倍	受験者数：1,864人 採用者数：234人 8.0倍
平成30年度	受験者数：9,696人 採用者数：1,451人 6.7倍	受験者数：1,886人 採用者数：254人 7.4倍

任用・配置

養護教諭及び栄養教諭の設置主体別の配置状況は、以下の表5のとおりとなっている。

養護教諭については、全体として比較的配置率が高いものの、法律上、必置とされている学校種の一部においても、当分の間、置かないことができるとされており、設置主体により配置率に差異が見られる。

栄養教諭については、養護教諭と比して、全ての設置主体を通じて、配置率が低い傾向にあるとともに、特に公立学校については、地域間でも差異が見られ、都道府県ごとに配置率に大きな差異が見られる。

(表5) 任用・配置の状況(令和4年5月現在)

		養護教諭	栄養教諭
国立	学 校 数	144校	87校
	配置学校数	144校 100%	58校 66.7%
公立	学 校 数	28,222校	27,998校
	配置学校数	26,755校 94.8%	5,969校 21.3%
私立	学 校 数	1,042校	166校
	配置学校数	607校 58.3%	7校 4.2%

- (※) 令和4年度「学校基本調査」を基に作成。本務養護教諭及び本務栄養教諭が配置されている学校数が判明している学校種（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校）の合計値であり、幼稚園、高等学校、特別支援学校は除く。
- (※) 「学校数」及び「配置学校数」について、養護教諭にあつては「学校数」及び「本務養護教諭が配置されている学校数」を、栄養教諭にあつては「完全給食を実施している学校数」及び「本務栄養教諭が配置されている学校数」を指す。

2. 課題及び解決に向けた方向性について

本協力者会議における検討は、上述のように、養護教諭や栄養教諭に特有の課題に着目したものであり、この議論の取りまとめについても、教職一般を通じた課題を俯瞰するものではなく、養護教諭や栄養教諭の資質能力の向上に向けて、特に重要と考えられる点に要点を絞って指し示すことを旨とする。

その上で、1. で述べた現状を踏まえ、本協力者会議における検討においては、養護教諭及び栄養教諭の教職生涯を通じた資質能力の向上を見据えた際の課題となり得るものとして、大きく以下の4点について指摘があった。

- (1) 求められる役割（職務の範囲）の明確化
- (2) 「資質の向上に関する指標」を基軸とした養成と採用・研修の接続、連携
- (3) 新たな教員研修制度下における実効性のある研修機会の確保
- (4) 職務遂行のインフラとしてのICTの積極的な活用

なお、養護教諭と栄養教諭は、「養護」、「栄養」とアプローチこそ異なれ、児童生徒等の心身の健やかな成長を担うという意味において、目的を同じくするものである。本協力者会議において、これらの2つの職について一体的に検討することとされた趣旨もその点にあるが、一方で、養護教諭と栄養教諭は、その歴史的経緯・背景や現在の任用・配置の状況等も異なり、それ故に、課題として挙げた事項の中でも、養護教諭と栄養教諭の間で状況に差異が見受けられるものも少なからずあることから、解決に向けた方向性を検討する際には、その点に留意が必要となることを付言する。

(1) 求められる役割（職務の範囲）の明確化

- 養護教諭及び栄養教諭に限らず、学校に置かれる職の具体的な職務内容は、服務監督権者である教育委員会等が定めることとなる。養護教諭及び栄養教諭は、学校経営等について、他の教諭等と同様に参画するほか、その専門性を生かした職務として、実際の学校現場において概ね以下に整理するような職務を担うものと考えられる。

養護教諭	栄養教諭
<u>◇保健管理</u> ・救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理・予防、学校環境衛生管理 <u>◇保健教育</u> ・各教科等における指導への参画 <u>◇健康相談及び保健指導（※１）</u> ・心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談 ・健康相談等を踏まえた保健指導 <u>◇保健室経営</u> <u>◇保健組織活動</u>	<u>◇食に関する指導</u> ・給食の時間における食に関する指導（教室での指導のほか、他の教師への資料提供、喫食状況の確認） ・各教科等における指導への参画 ・食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導 <u>◇学校給食の管理</u> ・学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成） ・学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（管理、分析、確認、指導・助言）

（※１）養護教諭の職務は、平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として取組を進めるための方策について」において、保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動等と整理されたところであるが、学校保健安全法第 8 条に規定する健康相談と同法第 9 条に規定する保健指導については、明確に切り分けられるものではなく、相互に関連して行われるものであることから、ここでは、「健康相談及び保健指導」として整理している。

- これらの職務の中には、学校の担当者として医療機関等の関係機関との連絡・調整を伴う業務も含まれているが、それらを含めて関係する全ての業務を養護教諭や栄養教諭が単独で実施するものではなく、他の教職員との連携・役割分担の中で実施するものであり、養護教諭及び栄養教諭には、実施主体として学校保健や食育の推進に向けた取組を実施するだけではなく、全校的な推進体制の中核として、教職員間の連携をコーディネート（調整）することが求められている。
- また、上述の令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申でも指摘されているとおり、近年では、健康教育において、個に応じた指導・支援を充実させることにより、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成することが求められている。
- そのような中で、新型コロナウイルス感染症への対応や、健康課題があり個別支援が必要な児童生徒等への対応等も相俟って、養護教諭や栄養教諭が担う職務の重要性は増大しており、それに伴い、養護教諭や栄養教諭の業務負担が更なる大きくなることが懸念されている。
- 一方で、本協力者会議における検討においては、これらの養護教諭や栄養教諭が置かれている状況について、関係者に必ずしも十分に理解されていないのでは

ないかといった指摘があった。

その背景としては、学校によって状況は様々ではあるものの、学校保健や食育を推進する全校的な体制が十分に機能していないことが最も大きな要因として考えられ、それにより、養護教諭や栄養教諭が自ら実施すべき業務とそれ以外の業務とが整理されないまま、膨大な事務を個業（孤業）により処理せざるを得ない状況にあることが想定される。

- 加えて、栄養教諭について、学校栄養職員が主として学校給食の管理を担うのに対し、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことを本来の役割としているものの、現状、学校給食の管理に関する業務に比重が置かれ、栄養教諭としての本来の役割を果たせていないのではないかといった指摘のほか、学校給食の単独調理方式と共同調理方式の別でその状況に更に大きな格差があるのではないかといった指摘があった。

また、特に栄養教諭が実施すべき業務、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導といった栄養教諭でなければ実施できない業務について、関係者のほか、栄養教諭本人の自覚も十分に進んでいるとは言い難いのではないかと、その結果として、学校内において児童生徒等からの認知度も必ずしも高くなり、栄養教諭が、その専門性を発揮できる分野においても、児童生徒等から頼られる存在となっていないケースがあるのではないかといった指摘があった。

- 栄養教諭については、平成17年の制度導入以降、各地域において任用・配置が進んでいるが、近年、その増加傾向が鈍化しつつあるとともに、顕著な地域間格差が見られるようになっている。今後、任用・配置が進んでいない地域における状況を改善していくためには、少なくとも栄養教諭の職務の重要性や任用・配置による効果等が認知されることが不可欠であると考えられる。

考えられる検討の方向性

- ◇ 平成31年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を受けて、令和2年7月に、各教育委員会において教諭等及び事務職員の職務内容を定める際の基礎資料とするとともに、関係規定の整備に資するため、「学校管理規則の参考例」及び「標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」が示されている。
- ◇ 養護教諭や栄養教諭についても、その職務の遂行のために必要な資質能力の方向性を明らかにし、養護教諭と栄養教諭の養成、採用、任用・配置、研修の各段階における更なる改善に向けた検討に資する観点から、国（文部科学省）において同様の取組を進めるとともに、それも踏まえた上で、各教育委員会において職務内容を定め、求められる役割（職務の範囲）を明確化すべきである。

- ◇ その際には、養護教諭や栄養教諭が担うことを求められる職務に関し、具体の業務に着目した上で、例えば、養護教諭について、兼職発令を受けて行う教諭や講師としての職務、保健主事や労働安全衛生法に基づく衛生管理者等としての職務との関係とともに、栄養教諭について、学校給食の管理を主たる職務とする学校栄養職員の職務との関係等に留意し、他の教職員との役割分担をはじめとした業務の適正化を併せて進めることが必要であり、その観点から、別添1「養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）の明確化に向けて」のとおり、考え方や留意事項等を整理しているため、求められる役割（職務の範囲）の明確化に当たって参照されたい。
- ◇ 栄養教諭については、各自治体における任用・配置を促進するためにも、学校給食の調理方式の別にも留意しつつ、他の教職員ではなく、栄養教諭でなければ果たすことができない役割として、現代社会における食に関する健康課題のある児童生徒等に対する個別的な相談・指導への対応等の重要性について、教育委員会や学校関係者の間で認識を再共有することが必要である。
- ◇ その上で、教育委員会や学校等において、栄養教諭の任用・配置による効果等が目に見えて実感できる取組やそのための環境整備を具現化し、早急に進めていくとともに、栄養教諭自身も、食に関する指導と学校給食の管理を一体として担い、児童生徒等の食に関する健康課題に責任を有する立場にあることを自覚し、児童生徒等に寄り添い、児童生徒等や保護者から頼られる存在へと自らを高めていくべきである。
- ◇ 加えて、栄養教諭の採用については、他の教諭等と同様、新規採用を行う場合と、学校栄養職員からの任用替えにより採用を行う場合の大きく2つの方法がとられているが、食に関する指導体制の構築に向けて、各教育委員会や学校において栄養教諭に求める役割を踏まえ、それらを担うことができる者を適切に任用できるような仕組みとなっているかという観点から各教育委員会等において検討することが望ましい。
- ◇ また、校長等の管理職には、養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）等も踏まえた上で、校内の全ての教職員の能力を最大限発揮することができる校内体制の整備が求められる。
特に養護教諭及び栄養教諭が担う職務については、専門性が高い業務が含まれる一方で、養護教諭や栄養教諭のみに責任を委ねることは、必ずしもそれらの円滑かつ効果的な推進にはつながらない。このため、校長等の管理職には、養護教諭や栄養教諭の役割を理解し、その業務を適切に管理・監督することは勿論、他の教職員との適切な役割分担のもと、多様な専門性を生かした組織マネジメントを行うことが不可欠である。
- ◇ 併せて、養護教諭及び栄養教諭についても、肥満・痩身や生活習慣の乱れ、

アレルギー疾患、感染症等の課題にも対応できる専門性を生かして、校内での発信力を強化し、学校経営に積極的に参画するとともに、養護教諭と栄養教諭の連携も含め、他の教職員との連携により、児童生徒等への指導にも積極的に関わることが求められる（別添3「養護教諭と栄養教諭の連携に関する事例について」事例1参照）。

（2）「資質の向上に関する指標」を基軸とした養成と採用・研修の接続、連携

- 他の教諭等と同様、養護教諭や栄養教諭としての職務を遂行するに当たって求められる資質能力については、養成・採用・研修のいずれかの段階における取組のみによって担保されるものではなく、それぞれの観点から各段階において育成・確保を図ることが必要である。
- その中で、資質能力の向上に直接的に資する研修の観点からは、教育公務員特例法により任命権者が策定することとされている「資質の向上に関する指標」及び「教員研修計画」、更には今般の法改正により令和5年度から任命権者が作成することとなる「研修等に関する記録」等を活用して、養護教諭や栄養教諭についても研修サイクルを実質化していくことが重要である。

参考

- ・ 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（令和4年8月31日改正）
 - ・ 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（令和4年8月31日策定）
- 一方で、「資質の向上に関する指標」について、養護教諭や栄養教諭の職務の専門性に鑑みれば、他の教諭等と共通ではなく、個別に策定するないしは指標を定める事項を追加することが望ましいと考えられるものの、現在、任命権者において策定されている「資質の向上に関する指標」を見ると、地域の実情に応じた養護教諭や栄養教諭の職務の専門性が必ずしも適切に反映されたものとなっていないものも見受けられる。

考えられる検討の方向性

- ◇ 「資質の向上に関する指標」の策定に当たっては、関係する大学等から構成する協議会を設置するとされているが、域内に養護教諭や栄養教諭の養成に係る教職課程を有する大学等がない地域もある。

その場合においても、養護教諭や栄養教諭に係る指標の策定に当たっては、養護教諭や栄養教諭の養成・研修等に知見を有する近隣の大学等の参画・協力

を求め、養護教諭や栄養教諭の職務の専門性を指標に適切に反映することが望ましい。

- ◇ また、「資質の向上に関する指標」は、一義的には、現職の教師として向上を図るべき資質を定めるものであり、任命権者が策定する「教員研修計画」に反映することは勿論、教師自身がその内容を理解し、自己研鑽に当たっての拠り所とすることが引き続き重要であるが、特に新規採用の教師に対して求める資質については、大学等における教員養成の一つの出口を示すものとなる。

このため、指標を策定する際に、教員養成と採用・研修の結節点として、関係者が共通理解を持ち、養成段階において、指標を活用した取組を行うなど、指標を基軸として、大学等と教育委員会等が連携することも有効であるとともに、そのほか、協議会における協議に当たっても、養護教諭や栄養教諭の養成・採用・研修の観点にも十分に留意すべきである。

- ◇ 本協力者会議における検討の中で、特に養護教諭の養成に係る教職課程に関し、教育系や看護系をはじめとして多様な養成機関があることから、「教職に関する科目」に加え、「養護に関する科目」についても、コアカリキュラムを作成し、初任時において養護教諭として求められる資質能力を担保することが必要ではないかという意見があった。
- ◇ この点、「養護に関する科目」については、一部教科を除く多くの「教科に関する科目」と同様に、具体的内容については大学等の自主性・自律性に委ねるべきといった意見もあるほか、また、養護教諭については、保健師や看護師等の基礎資格の有無により、教員免許取得に係る必要修得単位や科目が異なり、コアカリキュラムの作成だけでは、必ずしも求められる資質能力を全ての養護教諭に担保できるとは限らないといった状況があることから、「養護に関する科目」に係るコアカリキュラムについては、その必要性等について関係者間で認識を共有しながら引き続き検討を進めていくことが適切である。
- ◇ 一方で、日本養護教諭養成大学協議会において、養護教諭の実践に求められる力を育成するために養成教育を可視化し、会員校の行う教育の質を高めることを目的として、「養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）」が作成されているところであり、各大学等において、これらの内容も参考にしながら、教職課程の質の向上に向けた取組を進めていくことが重要である。
- ◇ また、栄養教諭の養成に係る教職課程における「栄養に係る教育に関する科目」についても、教職課程の質の向上に向けた取組が求められることは同様であり、関係団体や各団体等における検討が進められることを期待する。

(3) 新たな教員研修制度下における実効性のある研修機会の確保

- 教師が受講する研修は、大きく法定研修・教員研修計画に基づく研修・校外研修の三つに大別されるが、そのいずれも、それぞれに大きな意義を有するものであり、教職生涯を通じて学び続け、資質能力を向上させていくために、養護教諭や栄養教諭についても、本人の主体的かつ積極的な受講を促していくとともに、そのための環境を整備していくことが重要である。
- 特に校内研修に関して、養護教諭及び栄養教諭は、多くの学校において一人配置であるとともに、主たる業務場所が他の教諭等と異なることも踏まえ、校内において孤立することなく、他の教諭等とも学び合うことができる場を構築することが重要である。
- そのほか、養護教諭及び栄養教諭については、業務の代替が困難なことから研修機会の確保が難しいことに加え、初任者をはじめ経験が浅い教師に対する日常的な指導の機会が十分ではない、初任者に限らず自らの仕事のやり方を見直す機会がないといった指摘もある。

考えられる検討の方向性

- ◇ 改正教育公務員特例法に基づく新たな研修制度への移行に伴い、校内研修の重要性が更に増すことになることから、校長等の管理職のマネジメントにより校内の全ての教師が一体となった学び合いの場とすることが不可欠である。
それらにより、養護教諭や栄養教諭が、他の教諭等とお互いの職務やその専門性について理解し合うとともに、学校経営等に関する知見を得、校内における多職種連携や養護教諭及び栄養教諭自身のキャリアパスの多様化にも寄与することになる（別添3「養護教諭と栄養教諭の連携に関する事例について」事例2参照）。
- ◇ 特に、現状、多くの教育委員会等において管理職登用試験の受験資格が認められているものの、養護教諭や栄養教諭から校長等の管理職に至る者は、他の教諭等と比して少ない傾向にある。
このため、養護教諭や栄養教諭としての専門性を有しつつ、学校経営等に関する知見を修得する機会を充実させることで、養護教諭や栄養教諭のキャリアパスのロールモデルを示すことにもつながるものと考えられる。
- ◇ そのほか、例えば、その専門性を最大限生かすために専門分野の最新の動向等に関する研修を受講することも重要であり、それらの研修機会を確保し、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上を図るためには、上述の養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）等を踏まえ、養護教諭及び栄養教諭が実施主体として行う業務の整理等を行い、研修に参加することができる物理的な時間的余裕を確保することが重要である。

◇ その上で、研修内容等に応じてリアルとオンラインを組み合わせた実施形態を常に模索することが不可欠であり、具体的には、前例踏襲に陥ることなく、適切なものや可能なものについては、ICT を積極的に導入し、時間的・空間的制約を低減させることができるオンライン研修を更に充実させていくことが重要である。

併せて、リアルでの実習・協働等が不可欠な研修については、教育委員会の指導主事や退職教員等をはじめとした様々な人的資源を活用して、OJT による日常的な指導の中で研鑽する機会や職場を離れて研修を受ける機会等を充実させることが必要である。

◇ その際、教育委員会等の主導により、例えば、複数校によるネットワークの構築や、拠点校の形成を進めつつ、経験豊富な教師等を派遣し、その知見を生かした助言や協働による OJT の充実や、研修機会の確保を図るなど、域内における養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上を図るための継続的・組織的な体制を構築することも有効である。

◇ また、人材育成を主眼として実施されてきたこれらの取組を地域に浸透させ、根付かせることで、更に発展させ、将来的には、例えば、業務上の連携・協働や、その状況も踏まえた配置の在り方等も含めて、業務の効果的な推進のための新たな展開を検討することも必要である。

◇ 本協力者会議における検討の中で、教育公務員特例法において、初任者研修等の対象が「教諭等」とされており、養護教諭や栄養教諭については実施が義務付けられておらず、その結果として、各教育委員会等における養護教諭や栄養教諭の初任者に対する研修等の内容が教諭等と比して不十分なものとなっているのではないかという指摘があった。

◇ この点は従来から指摘されており、法律上の位置付けと研修内容との関連は必ずしも明らかではないものの、これらの研修が、養護教諭や栄養教諭にとっても有益であることに疑いはなく、仮に法律上の位置付けがないことにより、実施に支障が生じている教育委員会等があるのであれば、その状況等も踏まえつつ、検討する必要がある。

◇ なお、教育公務員特例法上の初任者研修等は、教科等の指導を日常的に実施する者として「教諭等」を対象としていること、また、現在、初任者研修等の弾力的運用を求めている中で、教諭等とは異なる専門性を有し、多様なバックグラウンドを有する者が多い養護教諭や栄養教諭については、個々の実情に応じてより弾力的に研修を行うべきであること等も踏まえる必要がある。

(4) 職務遂行のインフラとしての ICT の積極的な活用

- 教師を取り巻く環境は一律一様ではなく、地域や学校、更には個々の教師の間で差異があることは当然であり、その差異も含めて状況に応じた創意工夫により教育活動の効用の最大化を図ることも教師として求められる資質能力の一つと言える。
- 一方で、その差異が過度に顕著な場合には、児童生徒等への教育格差につながりかねない問題となる。特に ICT について、GIGA スクール構想の進展により、児童生徒については 1 人 1 台端末環境やそれを効果的に活用するための教室等への無線 LAN 環境の整備が進んでいる一方で、特に養護教諭や栄養教諭にはそれらの環境整備が行き届いていないのではないかと、また、それに伴い、業務における ICT の活用が進んでいないのではないかとといった指摘がある。
- 養護教諭や栄養教諭の業務における ICT の活用が進んでいないのではないかという点については本協力者会議における検討の中でも強く懸念が示されているところである。これは、多くの養護教諭や栄養教諭が一人配置であり、仕事のやり方を見直す機会が相対的に少ないことも一つの要因ではあるものの、それは、養護教諭や栄養教諭の業務において ICT を活用できる余地が少ないということの意味するものではなく、例えば、養護教諭による保健管理や健康相談等、共同調理場に配置されている栄養教諭による給食管理や給食の時間における食に関する指導等をはじめ、幅広い分野での活用を進めるべきといった指摘もあった。

考えられる検討の方向性

- ◇ 仮に他の教諭等と比して、養護教諭や栄養教諭について、ICT 環境の整備が遅れている現状があるのであれば、教育委員会等の責任において早急に整備を進めるべきである。
- ◇ また、現在、養護教諭や栄養教諭の業務において ICT を活用している事例を見ると、必ずしも高度な ICT 環境や活用能力が求められるものばかりではなく、別添 2「ICT 活用に関する事例について」に掲げた事例をはじめ、通常的环境においても十分に実施可能なものも少なくない。
- ◇ そのような中で、養護教諭や栄養教諭の業務における ICT の活用が進んでいないとすれば、その要因としては、意識の問題によるところも大きいものと考えられる。普通免許状の取得に当たって「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」の修得が求められていることや、「資質の向上に関する指標」に「ICT や情報・教育データの利活用」の事項を定めることとされていることから分かるように、養護教諭や栄養教諭にとっても ICT の活用は避けて通ることはできない。

そのことを十分に認識した上で、ICT の活用を負担としてではなく、効果的・

効率的な業務の推進のためのツールとして捉えて活用を進めていくことが不可欠である。

- ◇ その上で、他の教諭等による教科等における指導は勿論、医療等の他の分野における事例等も参考にしながら、更に先進的な ICT の活用方策について模索していくことが重要である。

3. 今後に向けて

養護教諭と栄養教諭を巡る諸課題及びその解決に向けた方向性として考えられるものを述べてきたが、これらの各事項は、

- ・ 解決に向けて見据えるべきタイムスパンや主導すべき主体も様々であること
- ・ 養護教諭と栄養教諭でそれらの状況が異なることも想定されること
- ・ 個別の課題として捉えるのではなく、そのほかの教員養成・採用・研修を巡る課題と一体のものとして捉えた上で解決を図るべきものも想定されること

といった状況があり、これらは、必ずしも本協力者会議の検討事項に留まるものではない。

今後、この議論の取りまとめを検討の一助として、文部科学省は勿論のこと、養護教諭や栄養教諭を含む学校関係者や教育委員会関係者、行政関係者等の幅広い関係者による議論のもと、各地域や学校における養護教諭及び栄養教諭の職務の範囲の明確化や重要性の再認識、また、その職責を遂行するための継続的・体系的な資質能力の向上に向けた具体的な取組が展開され、以て、子供たちの心身の健やかな成長を担う学校の中で、養護教諭及び栄養教諭に期待される役割が十二分に発揮されることを期待したい。

養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）の 明確化に向けて

I 基本的な考え方

議論の取りまとめでも述べたように、平成 31 年 1 月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」においては、「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について」が整理されている。

これは、従来、学校や教師が担ってきた代表的な業務について、個々の業務ごとに役割分担・適正化についての考え方及びそれを実施するための方策をまとめたものであるが、養護教諭や栄養教諭も、学校を構成する教師集団の一員として、それらの業務を実施する主体であり、平成 31 年答申で述べられている考え方については、他の教諭等と同様に当てはまるものである。

それに加えて、養護教諭及び栄養教諭は、他の教諭等とは異なる専門性を有しており、その専門性を生かした職務も担っている（次頁参照）が、これらは、いずれも他の教諭等の職務の範囲に位置付けられるものではなく、基本的には、養護教諭及び栄養教諭の職務の範囲に位置付けられることが考えられる。

一方で、このことは、これらの職務に含まれる個々の業務について、養護教諭や栄養教諭が単独で実施することを求めるものではなく、特に議論の取りまとめにもあるように、養護教諭や栄養教諭の業務負担の増加が懸念されている中においては、具体の業務の実施に当たって、他の教職員との役割分担や連携、外部人材の活用や ICT の活用等を推進し、業務の効率化や最適化、更には得られる効果・成果の最大化を図ることが重要である。

このため、以下において、養護教諭及び栄養教諭に担うことが求められる職務に関し、具体の業務に着目した上で、他の教職員との役割分担をはじめとした業務の適正化についての考え方や留意事項等について整理することとする。

これらを踏まえた上で、国（文部科学省）において、今後早期に、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を明確化するとともに、各教育委員会等においても、当該域内における養護教諭及び栄養教諭の職務内容を定め、併せて、その遂行のために求められる資質能力の明確化やそのための環境の整備や研修の充実を図ることを期待したい。

(参考) 養護教諭及び栄養教諭の専門性を生かした職務について

養護教諭	栄養教諭
◇保健管理 ・救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理・予防、学校環境衛生管理 ◇保健教育 ・各教科等における指導への参画 ◇健康相談及び保健指導（※） ・心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談 ・健康相談等を踏まえた保健指導 ◇保健室経営 ◇保健組織活動	◇食に関する指導 ・給食の時間における食に関する指導（教室での指導のほか、他の教師への資料提供、喫食状況の確認） ・各教科等における指導への参画 ・食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導 ◇学校給食の管理 ・学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成） ・学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（管理、分析、確認、指導・助言）

※ 養護教諭の職務は、平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として取組を進めるための方策について」において、保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動等と整理されたところであるが、学校保健安全法第 8 条に規定する健康相談と同法第 9 条に規定する保健指導については、明確に切り分けられるものではなく、相互に関連して行われるものであることから、本報告書においては、「健康相談及び保健指導」として整理している。

Ⅱ 養護教諭

(1) 養護教諭に担うことが求められる職務について

養護教諭に担うことが求められる職務に関し、その具体的な業務の実施に当たって留意すべき事項としては概ね以下のとおり整理される¹。

また、これらの職務については、養護教諭が校内の中心的な役割を果たすべきものと、他の教職員との役割分担の中で適切な役割を果たすべきものとに分類され、基本的な方向性としては、前者としては下記のうち①、②、④、⑦、⑧、⑨及び⑩が、後者としては下記のうち③、⑤及び⑥が該当するものと考えられるが、具体には、地域の実情等に応じて各教育委員会や学校ごとに定められるべきものとなる。

¹ 養護教諭に担うことが求められる職務については、本資料のほか、「学校保健の課題とその対応」（公益財団法人日本学校保健会）や「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引」（公益財団法人日本学校保健会）等を参照のこと。

① 救急処置（緊急事態への対応）

- 児童生徒等の突発的な発病やけがなど、学校の管理下において生じた全ての傷病について、医療機関で処置が行われるまでの応急的なものとして救急処置を行うことが必要となる。
- 当該場面及び児童生徒等に学級担任等が接する場合もあると考えられ、その場合には、学級担任等が救急処置を行うこととなる。その場合であっても、基本的には、養護教諭が学級担任等から引き継ぎ、その専門性を生かして、症状等の見極めや医療機関への受診の要否の判断といった対応を行うほか、併せて、保健指導など適切な事後措置を行うことが求められる。
- ただし、救急処置が求められる場合には、緊急事態への対応として、当該児童生徒等に対する救急処置それ自体のほか、保護者等への連絡や救急車の要請、医療機関への付き添い、他の児童生徒等への対応といった業務が同時に生じていることが多いことから、校長等の管理職の管理・監督のもと、様々なケースを想定した、他の教職員との役割分担について事前に確認し、校内における組織的な救急体制を整備しておくことが必要である。
- また、それらの校内体制を効果的に機能させていくためには、救急処置をはじめとした緊急事態への対応に係る校内研修を継続的に実施していくことが重要であり、養護教諭は、その専門性を生かし、校内研修の企画・実施を積極的に主導していくことが求められる。
- 本業務については、対応を誤れば、児童生徒等の身体・生命に深刻な影響を及ぼしかねないものであり、状況に応じた機動的な対応が求められることを学校全体として認識しておくことが不可欠である。

② 健康診断

- 学校においては、法令に基づいて、毎学年6月末までに、児童生徒等の健康診断を実施しなければならないとされている。
- これは、児童生徒等が学校生活を送るに当たり、その健康状態を把握し、必要に応じて、健康相談や保健指導等を行うとともに、適切な医療につなぐという疾病をスクリーニングする役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる役割と大きく二つの機能を有するものであり、学校の責任において、確実に実施する必要がある。
- 健康診断自体は、学校医や学校歯科医が主体となって実施し、その実施に当たっては、校長等の管理職の管理・監督のもと、養護教諭や保健主事、学級担任等が連携して業務に当たることとなるが、特に養護教諭にあって

は、学校医・学校歯科医等との調整を含め、事前準備から事後措置に至るまで、中心的な役割を担うことが求められる。

- 一方で、これらの業務の全てを養護教諭が担う必要はなく、各学級における児童生徒等への事前指導や検査時における検査結果の記録等については、学級担任等との役割分担が考えられるほか、検査結果の校務支援システム等への入力等については、スクール・サポート・スタッフ等の活用も考えられる。また、将来的には、これらの検査結果の記録や校務支援システム等への入力については、IoT 機器等の導入により、事務負担を軽減していくことも期待される。
- なお、各学校への導入に当たっては、慎重な検討が必要となるものの、諸条件が整い、健康診断の実施目的が達成され、かつ、事務負担の軽減も見込まれるのであれば、各地域や学校の実情に応じ、複数校による共同実施や学校以外の場所での実施など、健康診断の実施方法を見直すことも考えられる。

③ 健康観察

- 学校保健安全法第9条にもあるように、児童生徒等が充実した学校生活を送る上で、日常的な観察による児童生徒等の心身の状況の把握の重要性は言うまでもなく、児童生徒等の心身の健康課題の早期発見・早期対応を図る上で重要な役割を果たしている。
- 学校における健康観察は、教育活動全体を通じて、全ての教職員により行われるべきものである。その中でも、養護教諭は、その職務の特質により、児童生徒等の心身の健康状態の異変やその兆候等に気付きやすい一方で、養護教諭が、校内の全ての児童生徒等の健康観察を行うことは現実的ではなく、日常的に児童生徒等と接している学級担任等が児童生徒等の健康観察を適切に行うことが必要となる。
- このため、養護教諭の業務としては、校長等の管理職の管理・監督のもと、日常的なあるいは災害や事件・事故等の発生時等を想定した健康観察を行う際のポイントや留意事項、結果の共有方法等について、学級担任等に指導・助言するとともに、健康観察の結果を校長等の管理職に報告の上、必要な対応を講ずること等が考えられる。
- また、養護教諭は、保健室への来室の際など、学級担任等とは異なる視点から児童生徒等の心身の健康状態の異変やその兆候等に気付くことができる機会があることから、日常的な健康観察を補完する観点から必要な対応を行うことも重要である。

- その上で、児童生徒等の健康状態を把握する上で重要ではあるものの、家庭から報告を求める場合には、その内容が過剰なものとならないよう、児童生徒等が学校生活を送る上で必要な範囲に留めるとともに、その方法についても、ICT等を活用して、実効性の確保と事務負担の軽減を図ることが不可欠である。

④ 疾病の管理・予防

- 養護教諭には、現在の新型コロナウイルス感染症をはじめとして、学校において感染拡大のおそれがある感染症について、その拡大を防止するために、全ての児童生徒等を対象とした対策を講じる必要があるほか、疾病に罹患している児童生徒等を対象とした個別の配慮・対応を行うことが求められる。
- 全ての児童生徒等を対象とした対策については、③の健康観察の結果等を踏まえた上で、校長等の管理職の管理・監督のもと、学校医や教育委員会、地域の保健衛生部局や保健所等と連携しながら、必要な対応を学級担任等に助言するとともに、必要な場合においては、応急的な処置を講じた上で、保護者や医療機関につなぐこと等が考えられる。
- 特定の児童生徒等を対象とした個別の配慮・対応については、保護者から提出のあった学校生活管理指導票等を基に、校長等の管理職や学級担任等とともに必要な配慮・対応について検討し、その内容について全ての教職員の共通理解を図りつつ、その内容に応じて、学級担任等と役割分担を行いながら取組を進めることが考えられる。それと併せて、児童生徒等本人に対しても、自己の疾病や生活管理の必要性等を理解できるよう指導することが重要となる。

⑤ 学校環境衛生管理

- 学校の換気、採光、照明、保温、清潔保持等の基準については、文部科学省により学校環境衛生基準が定められており、学校において、当該基準に照らして適切な環境の維持に努めなければならないとされている。
- 具体的には、学校において、当該基準に定める検査項目について、定期検査、日常点検、臨時検査、事後措置等を実施することとなる。

【定期検査及び臨時検査】

- ・ これらの検査は、主として学校薬剤師が主体となって実施することとなるが、具体的な実施方法としては、外部の検査機関に依頼するほか、学校薬剤師の指導のもとで教職員が実施することも考えられる。

- ・ 具体的な実施方法の検討を含めて、学校薬剤師や外部の検査機関との調整については、校長等の管理職の管理・監督のもと、養護教諭又は保健主事が担うことが通常であるが、養護教諭が担う場合であっても、検査機関との契約に係る事務等については、必ずしも養護教諭が担う必要はなく、事務職員等が担うべきである。
- ・ また、学校薬剤師の指導のもとで教職員が検査を実施する場合においても、養護教諭のみが実施するのではなく、保健主事等と役割分担の上、実施することが適切である。

【日常点検】

- ・ 学校の環境衛生を維持するためには、他の教職員を含め、学校の全ての構成員がその重要性を認識する必要がある、その観点からも、日常点検についても、上記の【定期検査及び臨時検査】と同様、養護教諭が全ての業務を実施するのではなく、保健主事を含め、他の教職員との役割分担を明確にした上で、学校全体として学校の環境衛生を維持していくことが必要である。
- ・ その際には、養護教諭が、学校薬剤師の指導のもと、他の教職員が実施する点検について助言を行うとともに、その結果を集約する役割を担うことも考えられる。
- ・ また、二酸化炭素濃度測定器(CO₂モニター)をはじめ、検査・点検機器を効果的に使用し、日常点検に係る事務の効率化を図ることも重要である。

【事後措置】

- ・ 校長は、上記の【定期検査及び臨時検査】や【日常点検】の結果を踏まえて、学校環境衛生基準に照らして適正を欠く事項について、その改善のために必要な措置を講ずることとされており、養護教諭や保健主事が、校長等の管理職のもとで具体的な業務について中心的な役割を担うことが求められる。
- ・ その上で、教室等の環境衛生の維持のための措置については、その実効性の観点からも、授業等を担当する他の教諭等が実施することとした方が適切であり、養護教諭は、他の教諭等が講ずべき措置に関する助言やより高い専門性が求められる措置等を担当することとすることも考えられる。

⑥ 各教科等における指導への参画

- 養護教諭は、他の教諭等とは異なるバックグラウンドのもと、その職務

の遂行を通じて、他の教諭等とは異なる専門性を備えており、その専門性を各教科等における指導に活用することは、児童生徒等への教育効果等の観点からも有効であることが考えられる。

- 具体的な業務としては、他の教諭等とのチーム・ティーチングで各教科等における指導に参加ないしは協力することのほか、他の教諭等が授業等で使用できる教材を作成すること等が想定される。
- 実施に当たっては、その位置付けやねらい、目的等について、授業等を担当する他の教諭等が作成する指導計画上において明確にしておくことが必要である。その意味で、当該職務は、他の教諭等が主体となって担う職務の教育効果等を向上させるための補充的なものとなるが、養護「教諭」としての役割を体現するものでもあるため、養護教諭としても、その専門性を生かして、積極的に指導に参画していくことが求められる。
- また、これに加えて、養護教諭は、法令に基づいて、当分の間、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされているが、これはあくまでも教諭・講師としての兼職発令に基づくものであることに留意が必要である。
- このため、各学校において、養護教諭に当該職務を担わせるか否かについては、校内における業務分担体制を俯瞰した上で、校長等の管理職が責任を持って判断することが必要である。

⑦ 心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談

- 上記①から③までに掲げたような職務を契機として、児童生徒等の心身の健康課題を把握し、当該児童生徒等や保護者等からの健康相談に対応することは、児童生徒等の心身の健康状態の保持増進を図り、以て児童生徒等の健やかな成長を期する上で極めて重要である。
- 日常的に児童生徒等と接する学級担任等が当該児童生徒等からの健康相談に対応することが適切な場合も多い一方で、養護教諭は、心身の健康課題の有無にかかわらず、学校生活に何らかの不安を抱く児童生徒等に対して、学級担任等とは異なる視点から相談に乗ることで、健康課題や不安の解決に向けた糸口の発見につなげることができるという強みを有している。
- 児童生徒等にとっては、健康相談を行うことにより、身体的な症状に起因するものも含めて、心理的ストレスの軽減が図られると考えられることから、健康課題の状態や心理的な状況等に応じて、校内に相談する相手が複数いることが重要であり、校長等の管理職の管理・監督のもと、学校医

や学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラー等も含め、それぞれの専門性を生かして、児童生徒等からの健康相談に対応するための体制を構築することが重要²となる。

- その意味で、養護教諭は、児童生徒等からの健康相談に対応する主体の一人という位置付けとなるが、一方で、養護教諭は「専門職」として、学校医や学校歯科医、スクールカウンセラー等の専門職とその他の教諭等をつなぐことができる専門性を有しており、児童生徒等からの健康相談に対応するための体制において、中心的な役割を担うことが期待される。
- その上で、健康相談により得られた情報については、児童生徒等のプライバシーや心情等にも配慮した上で、学校生活上、考慮すべき事項については、関係する教職員の間で共有するとともに、養護教諭においては、学級担任等に対して適切な助言を行うことが求められる。
- 養護教諭による健康相談の実施方法としては、様々な方法が考えられ、従前と同様、保健室等において対面で実施することも引き続き効果的である一方で、必ずしもそれにとらわれることなく、場合によっては、ICTを活用して、オンラインや SNS の活用等により実施する方が、児童生徒等にとって相談しやすいこともある。このため、児童生徒等の立場に立った上で、上述の相談に対応する主体も含めて、様々なチャンネルにより相談できる体制を整えることが重要である。
- また、児童生徒等の心身の健康課題が家庭生活に起因する場合も想定され、そういった場合にも、適切な対応をとることができるよう、校長等の管理職の管理・監督のもとで、学級担任等や養護教諭、更には、学校医や学校歯科医、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた校内体制を構築することが必要である。
- なお、養護教諭が、保護者等から自身の健康相談を受けているケースがあるといった指摘もあるが、保護者自身の健康に関する相談等は養護教諭の職務には含まれないことから、校長等の管理職が毅然と対応するべきである。
- 関連して、教職員が 50 人以上の学校においては、衛生管理者を置かなければならないとされており、養護教諭が充てられていることが多いものの、教職員の労働安全衛生については、一義的には養護教諭の職務ではなく、また、衛生管理者については、衛生管理者免許取得者、「保健体育」の

² 児童生徒等からの相談は、必ずしも原因が特定される場合に限られないことから、下記Ⅲ③の「食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導」も含めて、原因に依らず、児童生徒等からの相談に対応するための体制を構築することが必要となる。

中学・高校教諭、養護教諭等から選任することとされていることから、校長等の管理職が、校内の教職員の業務分担体制等を勘案して選任することが必要である。

⑧ 健康相談等を踏まえた保健指導

- 保健指導は、児童生徒等が自身の健康課題に気付き、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的、実践的な態度を育成するために行われるものである。健康相談や日常的な健康観察等により把握した児童生徒等の心身の健康課題について、更には校内で発生した救急処置事案や災害、事件・事故等の発生時において、その性質や内容に応じ、適切な対応をとることが必要であり、養護教諭が、学校医や学校歯科医、学校薬剤師等とも連携しながら、校長等の管理職のもとで具体的な業務について中心的な役割を担うことが求められる。
- 具体的には、児童生徒等が抱えている健康課題について、個々に即した目標を設定し、症状や原因、予防方法や対処方法、医療機関への受診、生活習慣の改善、学校生活を送る上での留意事項等について指導することが必要となる。
- そのほか、保健指導の実施に当たっては、全ての教職員の間で、目的や目標等について共通理解を図り、役割分担をしながら進めていくことが必要であり、養護教諭には、その専門性を生かして、他の教諭等に助言することが求められる。
- また、健康課題等のある児童生徒等の保護者に対して必要に応じて助言等を行うことのほか、保健だよりやその他の掲示物等を活用して、広く児童生徒等や保護者等に対する健康に関する普及・啓発を行うことも重要な役割となる。

⑨ 保健室経営

- 法令に基づいて、学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けることとされており、通常、養護教諭の主たる勤務場所となっている。
- 上記①から⑧までに掲げたような職務を円滑に実施するため、養護教諭が責任を持って、設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとして、保健室としての機能を果たすために必要な環境を整える必要がある（保健室の備品等について（令和3年2月3日付け文部科学省通知）参照）。
- 保健室経営計画は、当該学校の教育目標や学校保健目標等を受けて、そ

の具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画であり、職員会議や下記⑩に述べる学校保健委員会等の場を活用し、全ての教職員との間で共通理解を図ることが重要である。

- なお、保健室経営計画は、その趣旨・目的に鑑みれば、学校経営計画や学校保健計画と一体的に策定することも考えられることから、各地域や学校の実情に応じて、それらの計画と保健室経営計画を併せて策定するなど、事務の効率化を進めることも考えられる。
- また、保健室は、全ての児童生徒等にとって来室しやすい場所であることが望ましく、いわゆる保健室登校のように、様々な事情により教室に登校することが難しい児童生徒等を受け入れる場所としても有効に機能することが求められる。
- 一方で、養護教諭は、学級担任等とは異なる視点から児童生徒等に接することができることから、児童生徒等に安心感や、学校に登校する意欲やきっかけを与えることができるものの、教科等の指導の観点においては、必ずしも専門的な知見を有していないことから、児童生徒等を保健室で受け入れる場合においても、当該児童生徒等に対する教科等の指導について養護教諭のみが対応することは必ずしも適切ではなく、当該児童生徒等の状況も踏まえた上で、校長等の管理職の管理・監督のもと、学級担任等との役割分担を行うことが不可欠である。

⑩ 保健組織活動

- 養護教諭は、他の教諭等とは異なる専門性を有しており、その専門性に基づいて、学校保健活動の推進に中心的な役割を果たすことが求められている。一方で、そのことは、学校保健活動を養護教諭が単独で担うことを意味するものではなく、むしろ、保健主事や日常的に児童生徒等と接する学級担任等に具体的な対応を委ねるべきものの方が多いとも考えられる。
- 養護教諭に求められるのは、校長等の管理職の管理・監督のもとで、当該学校における学校保健活動の全体像を描き、各々の教職員が果たすべき役割を明確化するとともに、その具体的な実施に係る助言に当たることに力点を置くことが適切である。
- その一環として、学校保健活動を、個々の教職員としてではなく、組織的に推進するため、保健主事等とともに、各学校で組織されている学校保健委員会や保健部等における検討を主導し、学校保健計画の策定に中心的な役割を果たすことが必要である。

(2) 保健主事との関係について

- このほか、各学校に置かれる職のうち、養護教諭が実施する職務との関係で留意すべきものとして、保健主事が挙げられる。
- 保健主事は、法令上、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たることとされ、指導教諭、教諭又は養護教諭をもって充てるとされており、実際には、養護教諭がその職に充てられているケースが多いものと考えられる。
- 養護教諭は、学校保健に関し、他の教諭等にはない専門性を有していることから、保健主事としての役割を適切に担うことができると考えられる一方で、必ずしも養護教諭でなければ保健主事としての役割を担うことができない訳でもなく、場合によっては、養護教諭とは別の者を保健主事とすることで、養護教諭との連携による効果的な対応が可能となることも考えられる。
- このため、慣例的に養護教諭を保健主事に充てるのではなく、校長等の管理職が、校内全体の業務分担体制を把握した上で、学校保健活動をより効果的に機能させるという観点から保健主事を選任することが不可欠である。

Ⅲ 栄養教諭に担うことが求められる職務について

栄養教諭については、文部科学省により平成 29 年 3 月に取りまとめられた「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA³」において、現状において栄養教諭が担っている職務ごとに、栄養教諭の役割や他の教職員の関わり等について整理されている。この取りまとめにおける考え方は、基本的には現在も当てはまるものであり、以下においては、それらの考え方を踏襲した上で、栄養教諭に担うことが求められる職務に関し、その具体的な業務の実施に当たって留意すべき事項を整理することとする。

上記Ⅱの養護教諭と同様、これらの職務については、栄養教諭が校内の中心的な役割を果たすべきものと、他の教職員との役割分担の中で適切な役割を果たすべきものとに分類され、基本的な方向性としては、前者としては下記のう

³ 「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」(平成 29 年 3 月文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/l385699.htm

ち③、④及び⑤が、後者としては下記のうち①及び②が該当するものと考えられるが、具体には、地域の実情等に応じて各教育委員会や学校ごとに定められるべきものとなる。

なお、栄養教諭については、いずれの学校種においても必置とはされておらず、その任用・配置の状況は、議論の取りまとめにあるとおりとなっている。このため、現状においては、栄養教諭が配置されていない学校も少なからずあるが、そういった学校においても、以下に掲げる職務（特に食に関する指導）について、他の学校や教育委員会等に配置され、当該学校を担当する栄養教諭が必要な指導・助言等を行うことが望ましい。

また、養護教諭は、校内に設置された保健室を主たる勤務場所とする一方で、栄養教諭は、当該学校の給食の実施方式により、主たる勤務場所が校内ではない場合もあるが、以下に掲げる職務の具体の実施方法の検討や他の教職員との役割分担の明確化等を行うに当たっては、栄養教諭の勤務場所の観点も含めて、服務監督権者である教育委員会等や校長等の管理職が適切に判断することが必要である。

<食に関する指導>

① 給食の時間における食に関する指導

- 学校給食は、児童生徒等に望ましい食習慣を育成し、食事を通して人間関係をよりよくするために、効果的な教材であり、年間を通した計画的・継続的な指導を行うことが重要である。
- 給食の時間における食に関する指導は、基本的には、学級担任等が実施することとなるが、栄養教諭は、教育効果をより高めるために、その専門性を生かして、学級担任等が作成する指導計画や指導内容・方法への助言や給食指導の際に活用できる共通的（汎用的）な資料の作成・提供等を行うことが考えられる。
- このほか、栄養教諭は、他の教諭等とは異なる専門性を有することから、その立場で、児童生徒等に対して直接指導することも効果的であり、服務監督権者である教育委員会等や校長等の管理職は、栄養教諭の勤務場所等、服務上の配慮・措置を適切に実施することが必要である。一方で、栄養教諭が複数校を担当している又は主たる勤務場所が校内ではない等の場合において、一人の栄養教諭が全ての学年・学級等を対象に指導を行うことは現実的ではない。また、栄養教諭が配置されている場合においても、全ての学年・学級等を対象に継続的に体系的な指導を行うことは時間的な制約が生じることとなる。

- このため、直接児童生徒等に対して指導を行う場合には、指導計画に位置付けた上で、効果的なポイント・タイミングで実施することが不可欠であり、そのためには、学級担任等との密接な連携が不可欠となる。
- また、双方向のやり取りに制約は生じるものの、ICTを活用することで、同じ学校は勿論、異なる学校であっても、複数の学級に対して同時に指導することが可能であり、積極的な活用を検討すべきである。

② 各教科等における指導への参画

- 栄養教諭は、他の教諭等とは異なるバックグラウンドのもと、その職務の遂行を通じて、他の教諭等とは異なる専門性を備えており、その専門性を各教科等における指導に活用することは、児童生徒等への教育効果等の観点からも有効であることが考えられる。
- 食に関する指導については、学習指導要領上、体育科（保健体育科）や家庭科（技術・家庭科）、特別活動のほか、その他の教科等においてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとされている。一方で、食に関する指導を効果的に実施していくためには、これらの教科等を俯瞰した上で、食に関する指導として指導内容を体系的に構築する必要があり、栄養教諭は、各教科等の教諭等の協力を得て、教科等ごとの指導内容を検討し、指導計画上に位置付けるとともに、食に関する指導について、学校教育活動全体におけるマッピングを行い、可視化していくことが求められる。
- また、栄養教諭が行う業務としては、他の教諭等とのチーム・ティーチングで各教科等における指導に参加しないしは協力することのほか、他の教諭等が授業等で使用できる教材を作成すること等も想定される。
- 食に関する指導の実施に当たっては、その位置付けやねらい、目的等について、授業等を担当する他の教諭等が作成する指導計画上において明確にしておくことが必要である。その意味で、当該職務は、他の教諭等が主体となって担う職務の教育効果等を向上させるための補的なものとなるが、栄養「教諭」としての役割を体現するものでもあるため、栄養教諭としても、その専門性を生かして、積極的に指導に参画し、食に関する指導の機会を充実していくことが求められる。

③ 食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導

- 偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等は増加傾向にあると指摘されており、栄養教諭は、議論の取りま

とめで述べたように、各学校において、児童生徒等の食に関する課題に責任を有する立場として、これらの課題の改善に向けて、その専門性を生かして、学級担任等や養護教諭、場合によっては、学校医等とも連携した上で、きめ細かな指導・助言を行っていくことが求められる。

- これらは、学校給食法第 10 条（学校給食を活用した食に関する指導）のほか、学校保健安全法第 8 条（健康相談）及び第 9 条（保健指導）にも位置付けられ得るものであり、上記Ⅱ（１）⑦及び⑧で述べたように、校長等の管理職の管理・監督のもとで、養護教諭等と適切な役割分担の中で取組を進めていくことが重要であるとともに、上記①と同様、服務監督権者である教育委員会等や校長等の管理職において、服務上の配慮・措置を適切に実施することが必要である。
- 個別的な相談・指導は、栄養学等の専門的な知識に基づいた対応が必要であり、栄養教諭は、その専門性を生かして、児童生徒等への日常的な相談・指導に対応する学級担任等を支援するとともに、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応するなど、栄養教諭が、他の教職員と連携しながら、個々の児童生徒等の状況を把握し、必要に応じて学校医等の協力を得るなど、校内体制の中で中心的な役割を果たす必要がある。
- その際、児童生徒等に対して直接指導することのほか、食に関する健康課題については、家庭での食生活や生活習慣と密接に関係しており、その解消に向けては、家庭の役割が多くを占めることから、保護者等への働きかけを行い、保護者等の理解・協力を得ながら、児童生徒等が学校生活を送る上で必要な範囲で進めることが必要である。
- また、保護者等への対応については、その児童生徒等が置かれている状況にも依るものの、日常的に児童生徒等と接している学級担任等を中心に行うことが適当であり、栄養教諭は、児童生徒等に対してと同様、専門的な立場から、学級担任等を支援するとともに、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応すること等が求められる。

<学校給食の管理>

学校給食の管理は、食に関する指導と並ぶ、栄養教諭の職務の柱の一つとなる。また、学校給食の管理に、栄養教諭及び学校栄養職員以外の他の教職員が関与することは想定されないものの、逆に、本来、学校給食の管理に含まれない業務まで、栄養教諭に委ねられているのではないかという指摘もあるため、他の教職員との役割分担を明確にした上で対応することが必要である。

具体的には、学校給食の栄養管理は、栄養教諭の職務であることは当然であるが、献立作成を越えて、食材の調達に係る契約手続きや、学校給食の調理そのものまで栄養教諭が担っているケースが散見される。これらの業務は、栄養「教諭」の本務としては必ずしも適切ではないため、見直しを行うことが望ましい。

④ 栄養管理（献立作成）

- 学校給食摂取基準や食品構成に配慮した献立の作成、食事状況調査や残食調査等を通じて適切な栄養管理を行うことは、栄養教諭の重要な業務となる。
- このうち、献立の作成に当たっては、栄養教諭の専門性を生かし、学級担任等による給食指導をはじめとする食に関する指導も見据えた上で、多様な食品を適切に組み合わせることが必要となる。
- 一方で、摂取エネルギーや栄養バランス、アレルギーの有無など、様々な要素を踏まえる必要があることから、ソフトウェアやアプリを活用して、事務の効率化を図るべきである。
- また、栄養教諭が配置され、自校調理方式の学校においても、必ずしも学校ごとに独自の献立を作成する必要性はないものと考えられるため、地域や学校の実情に応じ、複数校による共通献立の作成等も検討すべきである。これにより、栄養教諭の物理的な時間的余裕が確保され、食に関する指導の充実にもつながり得るものと考えられる。

⑤ 学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（管理、分析、確認、指導・助言）

- 栄養教諭は、学校薬剤師等の協力を得て、日常的に又は定期的に点検・検査を行い、学校給食施設・設備について、衛生管理上問題のある場合には、校長等に報告し、必要な措置が講じられるようにすることが求められる。
- 具体的には、栄養教諭は、学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食調理場における衛生管理責任者として、その施設・設備や食品、学校給食調理員の衛生管理を担当することが必要となるが、その際には、実際の調理を担う学校給食調理員との業務内容の整理・分担や ICT の活用等により、業務の効率化を図ることが重要である。
- また、学級担任等が児童生徒等に対して、衛生的な配食や異物混入防止等の衛生管理に関する指導を行う際には、栄養教諭が、専門性を生かして、指導・助言を行うことも必要である。

ICT 活用に関する事例について

本協力者会議の議論の取りまとめにおいては、養護教諭及び栄養教諭を巡る諸課題の解決に向けた方向性の1つとして、「職務遂行のインフラとしての ICT の積極的な活用」が示されたところである。

令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」においても、ICTはこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠とされており、令和の日本型学校教育における今後の新しい動きとして、平成29・30年に告示された学習指導要領の着実な実施、学校における働き方改革に加え、GIGA スクール構想が挙げられている。

以下の資料では、GIGA スクール構想により目指すべき次世代の学校・教育現場の姿として、個別最適な学び、協働的な学び、教育データの利活用による効果的な学びの支援、校務の効率化の4点が示されており、養護教諭及び栄養教諭においても、これらの教育全体の方向性の中で、その専門性をより発揮するための ICT 活用が重要となる。



具体的な ICT 活用の特性・強みとしては、次の3点が考えられる。

1 点目は、多様で大量のデータの取扱いができ、容易に分析や利活用ができることで

ある（ウェブブラウザによるインターネット検索等によって情報収集したり、表計算ソフトによるデータ等の整理・分析やグラフ作成などを容易に行ったりすることが可能となる。）。

2点目は、時間的制約を超えた情報の蓄積、過程の可視化を行うことができることである（写真・動画の撮影・保存によって学習過程を可視化し学習の振り返りに生かすことや、クラス管理ソフトによって児童生徒のつまずきや伸びについて教師が見取るなど、「個に応じた指導」の充実を行うことができる。）。

3点目は、空間的制約を超えた相互かつ瞬時の情報の共有（双方向性）ができる点である（ウェブ会議・ファイル共有ソフト等による家庭、地域、他の学校、あるいは海外など距離が離れた場をつないだ双方向性を有した学習や、他者との意見の共有、合意形成、アイディアの創出及び発表資料等の協働制作が可能となる。）。

このような ICT 活用の特性・強みを踏まえ、養護教諭及び栄養教諭の業務においても、例えば、以下のようなことに活用することが考えられる。

- ・ 保健管理業務及び給食管理業務のデジタル化
- ・ 健康観察や健康管理、健康診断等における児童生徒の心身の健康状況等に関する情報の把握・集計・分析の迅速化
- ・ 各教科等の指導や保健指導、児童生徒・保護者への啓発活動、研修における動画コンテンツ等の活用
- ・ 他校の養護教諭や栄養教諭との教材等の協働制作及び共有
- ・ 複数の学級・学校におけるオンラインツールによる講演等の一斉配信
- ・ 個々の児童生徒の理解度や相談内容、興味・関心に応じて課題や情報が提示されるデジタルコンテンツを活用した個別最適な学びの展開
- ・ 児童生徒への健康相談及び保健指導や保護者との連絡・相談におけるオンラインツールの活用
- ・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、管理栄養士等の専門家との情報共有・相談、委員会活動や授業、研修等への参画等におけるオンラインツールの活用

以上のように、養護教諭及び栄養教諭の業務においても、ICT 活用の特性・強みを生かし、様々な場面において ICT を活用することにより、業務の効率化（業務負担の軽減）や成果の向上を図ることができる。

そこで、本資料では、各学校における管理・指導上の課題解決に向けて、ICT を活用することで具体的にどのようなことが可能となるかを示す事例を養護教諭について5点、栄養教諭について3点紹介する。

また、ICT 活用の目的は、養護教諭及び栄養教諭の役割と専門性を最大限発揮するこ

とであり、各学校における ICT 活用の在り方を考えるに当たっては、その目的を達成するための必要不可欠な手段として ICT をどのように活用するのか、という観点が重要である。

なお、ここで示す事例は、あくまでも養護教諭及び栄養教諭の業務に関する特有の課題に対する活用事例であり、養護教諭及び栄養教諭におかれては、以下の各教科等における ICT の効果的な活用に関する解説も授業を実施する際の参考になるため、併せて参照されたい。

【参考資料】

○各教科等の指導における ICT の効果的な活用に関する解説動画

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00941.html

タブレット活用で歯みがき指導の経過観察が可能となり、子供たちの意欲が向上！

POINT

タブレット端末で児童が自ら歯みがきを撮影・保存することで経過観察が可能となり、振り返りをしやすくなることで、歯みがきに対する意欲の高まりがみられた。



取組の背景・目的

歯科保健教育においては、体験的な学習を取り入れながら、自らの生活行動や生活環境における課題を把握し、改善できる資質・能力の基礎を培うようにすることが重要であるが、集団指導では、単なる知識の伝達となってしまう、児童が受動的になりがちであった。また、個別の指導では、家庭や学校歯科医との連携に課題があった。

取組の様子

歯垢染め出しの疑似体験(集団指導)

染め出しテストを実施する際、歯垢染め出し剤を使うことに抵抗を感じる児童もいるため、ICTを活用して、口の中が染色されるアニメーションを見ることで、染め出しテストの疑似体験ができ、児童がその必要性を理解することができるようにした。

歯みがき指導後の取組を、児童がタブレット端末で撮影し、歯肉の写真を累積保存(個別指導)

学校歯科医の指導の下、保護者と本人の承諾を得た上で、保健指導前にタブレット端末で歯肉の状況を写真に撮り、歯みがき指導を行った後と比較できるようにした。歯みがき指導は、染め出しテストを行い、歯垢の残っている部分を確認させて行いつつ、自分の歯肉状態の経過観察ができるよう、口腔写真の撮影・保存を行った。

なお、口腔写真は、タブレット端末に個人のフォルダを作成し、累積保存している。

個別の歯みがき指導にICTを活用することで、視覚的な「気付き」を促し、児童の主体的な歯の健康管理へとつながった。



ICTの活用による成果

活用成果1

染色された歯がどのように変化するか擬似的に体験ができ、身に付けた力を日常生活の中で実践できるようになった



横方向にみがくと、歯と歯の間にプラークが残る。縦方向に細かく動かすことで、歯と歯の間もきれいにできそう、ということがわかる。

以前は歯の模型を使用して歯みがきの技能のみを教示していたが、ICTを活用することで、正しい方法で歯をみがくと、染色された歯がどのように変化するか擬似的に体験できるようになり、学習した内容を日常の歯みがきで実践できるようになった。

活用成果2

振り返りがしやすく、児童の関心と歯みがきの意識が高まった

個別の歯みがき指導の記録は、保健室で養護教諭がファイリングをしていたが、児童自身でもデータ保管をすることで、いつでも振り返りができるようになり、記録を確認しながら行うことで、受け身的な姿勢から自らの課題と向き合おうとする意識が高まり実践につながった。日々の取組の意欲を維持することができるようになった。



今後の展開に対する期待(協力者会議)

- 「GO(歯周疾患要観察者)」の観察と対応としては、ブラッシング指導等を適切に行い、観察を続ける必要があるため、養護教諭による学校での観察・指導と併せて、学校歯科医等の専門家による継続的な管理・指導により歯肉の改善を図ることが望ましい。
- その際、学校における歯みがき指導の記録等の学校での取組状況の記録をデータで保存し、学校歯科医に確認いただくことで、歯肉の状況の変化や歯みがき指導の経過をより詳細に確認することができ、学校歯科医による専門的な指導を行うことができる。また、保護者にもデータを共有することで、家庭との効果的な連携も期待できる。
- 個別指導を通して、歯肉炎が解消できたり、きちんとみがけるようになったりするなどの健康課題が解決することはもちろんであるが、児童が目標を達成するまでのプロセスで「できた」という自信を持てることが大切であり、養護教諭等の教職員や保護者、学校歯科医等からの励ましの言葉を聞くことで達成感を実感できることも期待される。
- 以上のように、歯みがき指導において集団指導はもとより、ICT活用による個別指導も可能となり、集団指導後に各児童の課題に合わせた個別指導を行うなど、集団と個別を組み合わせることでより効果的な歯みがき指導を実施することが今後期待される。

養護教諭 事例 2

ICTを活用し、休校中の生徒の健康状態もきめ細かく把握！



POINT

ICTを活用した健康観察により、学級閉鎖等の生徒が登校しない期間においても、生徒の心身の健康状態を効率よく把握することができ、その利便さを実感した。

取組の背景・目的

コロナ禍において、咳や発熱等の症状のある生徒の早期発見や、生徒を取り巻く状況の変化により心の不調を抱える生徒のケアが求められる中、日頃の健康観察の重要性が増していた。一方で、学級閉鎖もある中、対面での健康観察が難しい状況も生じていた。

取組の様子

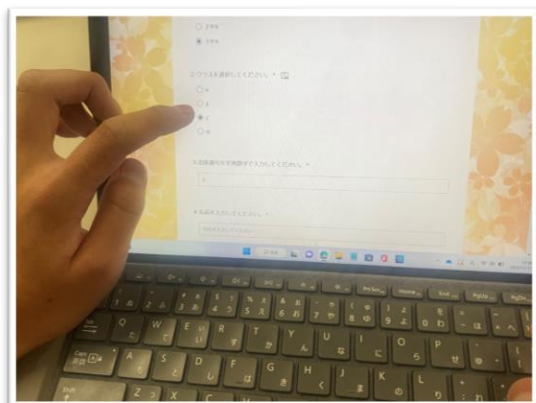
ICTを活用した毎朝の健康観察

学校では、児童生徒や教職員に1人1台端末が配置されるなどICT環境の充実が図られてきた。そこで、生徒の心身の健康状態を把握するため、全校生徒を対象にICTを活用した出欠席等連絡や健康観察を実施することとした。

新型コロナの感染拡大による学級閉鎖の際には、タブレット端末を活用して毎朝の健康観察を実施した。養護教諭は、Webで10個の質問をアンケートフォームとして作成した。

質問①～⑧は、チェックボックスやドロップダウンリストから選択できるようにし、質問項目⑨・⑩は自由回答欄として、生徒が詳細な健康状態や養護教諭に相談したいこと等があれば、自由に入力できるようにした。ICTを活用することで、**迅速かつ正確に集計等を行うことができ、全校生徒の健康状態や異常を早期に発見し、対応することが可能となった。**

- ①～④ 学年・組・出席番号・名前の基本情報
- ⑤ 起床時の検温の結果を入力してください
- ⑥ 食欲はありますか
- ⑦ 睡眠時間はどのくらいですか
- ⑧ 不安やストレスを感じることがありますか
- ⑨ 健康面で気になることや心配なことがあれば教えてください
- ⑩ 養護教諭に伝えたいことがあればどうぞ(雑談可、可能な限りお応えします)

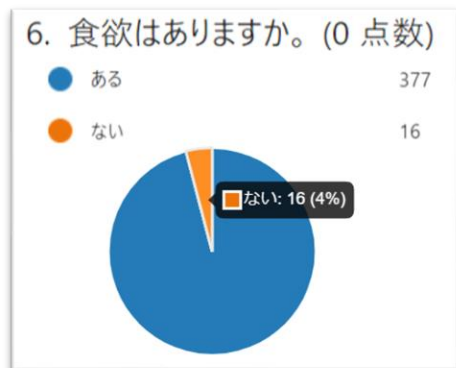


各自でアンケートフォームに回答

養護教諭は、Webで作成したアンケートフォームのURLを、校内で使用している「保健室チーム」というグループチャット等ができるアプリで生徒に共有し、朝の会が始まる前に、**各自でタブレット端末を用いてアンケートに回答**してもらうようにしている。朝の会が終わると、養護教諭が**結果を集計し、管理職・学級担任をはじめ、教職員とその結果を共有して、健康教育や生徒理解等に役立てている。**

ICTの活用による成果

アンケートフォームの画面



活用成果1

日々の健康観察結果についての 教職員間の情報共有の迅速化

Webのアンケートフォームでは、回答数の割合が円グラフで表示されるため、生徒の実態を可視化しやすい。この機能を健康観察のスクリーニングとして活用することで、体調不良を訴える生徒、不安や悩み等を抱える生徒等を迅速に把握し、管理職・学級担任をはじめとする教職員と情報を共有して対応に役立てた。例えば、学級閉鎖の際には、生徒の感染症の罹患状況や体調不良の様子等を迅速に把握・集計して管理職に報告し、登校を判断するための情報として役立てることができた。

保健委員が作成した動画



目の体操「ぎゅっ、ぱっ！」



活用成果2

データを生かした健康教育の実施

Webのアンケートフォームから収集したデータは、表計算ソフト用のデータとしても出力することができるので、毎日のデータ管理や集計も容易に行うことができる。特に、データを蓄積・分析することで、生徒の健康課題を見出し、課題解決のための手立てを講じることもできた。

例えば、学級閉鎖の際には、健康観察の結果から、目や頭、首や背中への痛み等の訴えが多くみられた。それまで本校ではほとんど聞いたことがない訴えだったが、健康観察の結果の分析により、このような新たな健康課題が見えてきた。こうした課題の解決のため、タブレット端末を活用し、養護教諭が各々に返信する形で個別の保健指導を行った。

また、健康観察のデータを活用し、早急に対応が必要な目や頭、首の痛み等の健康課題を発見し、その課題に対して自宅等でもできるストレッチや目の体操の動画を保健委員と作成し、全校生徒に共有した。

今後の展開に対する期待(協力者会議)

- 1人1台端末環境の実現によるICTを活用した取組の実践から、養護教諭の業務負担の軽減だけでなく、出欠席や健康状態の迅速な実態把握と対応、情報共有、効率的なデータの管理を実現することができ、児童生徒の心身の課題の早期発見や対応、学校全体の健康状況の把握に有効であると考えている。
- 今後は、例えば、様々な理由により登校できない生徒がオンライン授業を受けたり、感染症の流行や自然災害等によって、生徒がやむを得ず登校できない状況になったりした際に、ICTを活用して健康観察を行っていくことで、生徒の心身の健康状態を把握し、そのデータを基に、遠隔でも集団あるいは個別に継続的に健康教育を行っていくことが期待される。

オンライン健康相談により、生徒一人一人のSOSをキャッチ！

POINT

ICTを活用した健康相談により、学級閉鎖等の生徒が登校しない期間においても、健康観察と合わせて生徒の心身の健康状態を迅速に把握し、収集したデータから生徒のSOSに気づき、遠隔で生徒一人一人の心のケアを行った。



取組の背景・目的

新型コロナウイルス感染症の流行により、社会全体はもとより、家庭や学校も含め、子供を取り巻く環境が大きく変化したことから、生徒の心身にも様々な影響が及ぶことが危惧された。

そこで、休校等で生徒が登校しない期間も生徒の心身の健康状態を把握するため、全校生徒を対象にICTを活用した健康観察を実施し、その中から必要に応じて個別の健康相談やビデオ会議システムを用いた面談を実施することとした。

取組の様子

ICTを活用した健康相談

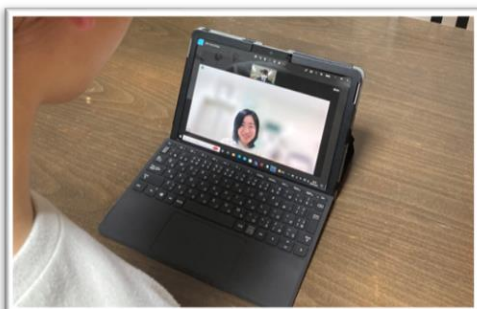
学級閉鎖等のやむを得ず生徒が登校できない期間に、毎日の健康観察と合わせてWebのアンケートフォームで健康相談も受け付けた。養護教諭は、質問項目に対して気になる回答をしてきた生徒一人一人に、返信する形で相談に応じた。また、普段から生活の様子が気になる生徒には、生徒からの訴えがなくてもコメントを送った。さらに、必要に応じて、返信をするだけでなく、必要に応じて、生徒の登校時にも声を掛けるようにした。

また、これまでも学期に1回を目安に生徒のストレスチェックを実施し、気になる生徒には、養護教諭やスクールカウンセラーとの面談を行ってきたが、生徒に1人1台のタブレット端末が貸与されてからは、Webのアンケートフォームを活用したストレスチェックを行い、日々のストレス状態を把握しつつ、日常的な健康相談を実施した。

ビデオ会議システムを用いた面談

学級閉鎖のように生徒が登校できない時にも、タブレット端末を活用して、ビデオ会議システムを用いた面談を実施した。ビデオ会議システムを用いることで、電話やメールよりも生徒の表情を見ながら面談を実施できるので、対面に近い形でやり取りすることが可能になった。

また、ICTを活用することで、普段から欠席しがちな生徒やカウンセリングを受けている生徒に、継続した支援をすることができた。



ICTの活用による成果

活用成果1

AIによるテキストマイニング(※)を活用し、生徒の実態をつかむ

Webのアンケートフォームを活用した健康相談では、生徒から寄せられた相談内容をデータで管理しているので、AIによるテキストマイニングを実施できる。さらに、この機能を活用することで、生徒からどんな内容の相談が多く寄せられているか、相談の特徴を可視化することもでき、管理職や学級担任をはじめとする教職員と迅速に情報共有をすることも可能である。また、データで管理しているので、毎学期行っているストレスチェックでは、前回のデータと比較した生徒の変容から、支援の手立てを考えることにも役立っている。

(※)テキストマイニングとは、大量のテキストデータを解析し、データの特徴を抽出する分析方法。

テキストマイニングで可視化した生徒の声

3回答者 (3%) この質問に ワクチン 回答しました。



2回答者 (2%) この質問に 授業 回答しました。



活用成果2

“手軽さ”が“相談しやすさ”につながった

実際に生徒から寄せられた相談と利用した感想

対面で話すのもとってもいいですが、私は話すのが上手ではないので、言おうと思っていたことを忘れてしまう時や、いろいろ相談したいことがあるのに、話す時間がない時もあります。そういう時に、PCを利用して文章を打ち込む形で相談できてよかったです。

Webのアンケートフォームを活用した健康相談を利用した生徒からは、「相談しやすくて、使いやすかった」や「ちょっとしたお話ができて嬉しかった」等の感想が寄せられ、生徒達にとっては、使い慣れているデジタル端末を用いた“手軽さ”が“相談しやすさ”につながっていることが分かった。また、対面で話すのが苦手な生徒にとっても、こうしたツールを用いることで、自分の気持ちを伝えられる機会となった。

ICTを活用した健康相談で、普段はほとんど保健室を利用しない生徒とのやり取りも生まれ、生徒理解を深めるきっかけとなった。また、欠席しがちな生徒にも継続した支援ができたり、生徒がやむを得ず登校できない時にも、遠隔で生徒一人一人の心に寄り添い、心のケアをしたりすることができた。

今後の展開に対する期待(協力者会議)

- GIGAスクール構想による1人1台端末環境の実現とICTを活用した取組の実践から、養護教諭の業務負担の軽減はもとより、生徒理解を深め、迅速な情報共有や生徒対応に生かすことができています。また、対面で話すことが苦手な生徒もいるため、ICTを活用することで生徒にとっても選択肢が増え、個々のニーズに応じた対応ができるようになると考えられる。さらに、登校できない生徒に対しても、継続して、必要な支援を絶やさず行うことができるものとする。
- 今後は、バーチャル保健室等を開設し、アバターを作成して顔を出さずにオンライン上で相談等を行うこともできるようにするなど、更なるICTの活用による健康相談の充実が図られることも期待される。

養護教諭
事例
4

校務支援システムを活用し、健康診断票作成業務を大幅に軽減！

POINT

校務支援システムを活用することにより、健康診断票の入力業務が大幅に簡素化されるとともに、学校保健統計調査票も自動作成されるようになった。



取組の背景・目的

児童生徒の健康診断に係る帳票は多数あり、各検査・検診の連名簿等の他、児童生徒個々の健康診断票や学級健康診断一覧表、治療勧告書などといった帳票作成において、児童生徒の氏名と健康診断結果の転記を何度も繰り返す必要があった。それらの業務の後、児童生徒の身長、体重、肥満度の状況、各検査・検診の受診者数や異常のあった児童生徒数などを集計し、学校保健統計調査票を作成している。

これらの転記作業や集計作業は、養護教諭1人の手作業に頼る部分が多く、在籍する児童生徒数が多い学校ではかなりの業務負担であった。

取組の様子

一度の入力で、必要な帳票に情報が反映

校務支援システムで健康診断結果を一度入力することにより、集計結果から各種帳票が自動で作成されるようにすることで、養護教諭の負担の軽減に取り組んだ。

校務支援システムの利便性は、結果の入力が一度だけで済み、多くはチェックボックスやプルダウンによる選択式になっている点にある。また、結果として一番多い「異常なし」は、学級や学年で一括入力が可能であり、個別には入力が不要となっている。

※写真は、耳鼻科検診結果入力の際の画面

教務機能との連携による名簿類の作成省略

学校では、出席簿をはじめ名簿が多用される。校務支援システムでは、在籍する児童生徒の基本情報(氏名や生年月日等)が入力されれば、必要な情報を様々な領域で使用でき、児童生徒名の入力やコピー＆ペーストの作業を要さず、多様な名簿が作成できる。

※写真は、児童生徒情報入力画面および尿検査受診者名簿



仕様により、異常なしは一括入力



1度登録されれば、各種名簿が簡単に作成可能

ICTの活用による成果

活用成果1

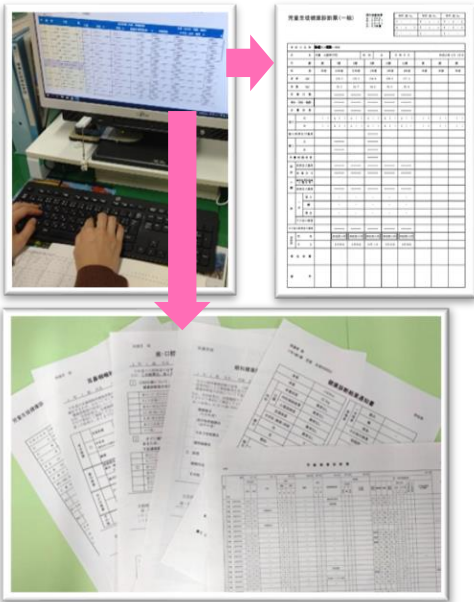
健康診断に係る各種帳票や学校保健統計の調査票の作成を自動化し、業務を軽減

校務支援システムを活用することで、学級の健康診断一覧簿に自動的に集約されるほか、疾病・異常が発見された児童生徒については、治療勧告書に結果が反映され、帳票に自動的に転記される。

また、身長・体重の平均値や肥満度の算出は、表計算ファイルを学級担任等に配付し入力してもらうこと等により養護教諭の業務負担軽減を図ってきたが、校務支援システムでは個々の端末で入力作業が可能のため、表計算ファイルの配付・回収やコピー＆ペースト等の作業も不要となり、養護教諭のみならず学級担任等の負担軽減も実現できた。

各種帳票へ児童生徒の氏名の記載や結果の転記作業が不要となった他、転記ミスも防ぐことが可能となり、大幅な業務軽減を実現できた。

さらに、疾病・異常のある者の数が自動で集計されることから、学校保健統計調査票がボタン一つで作成できた。

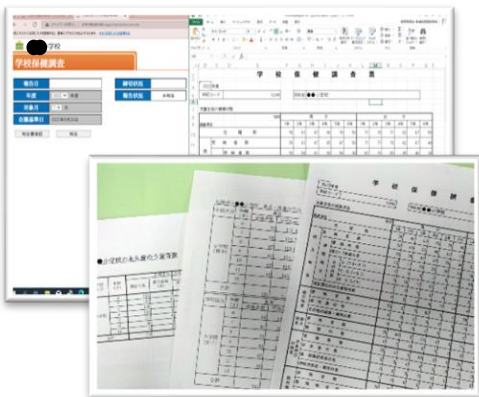


活用成果2

健康診断結果の経年比較が可能に

これまで健康診断の結果を、紙ベースの帳票へ手書きすることにより管理してきたため、経年変化の比較をするのも、別々の帳票を見る必要があり全校生徒の経年変化を個別にみていくことが難しかった。

しかし、校務支援システムの導入により、児童生徒の記録を、「健康診断結果一覧入力」の画面で、毎年入力することにより、数年分の結果が個々の児童生徒毎に紐付けられ、入学から卒業までの記録をボタン一つで健康診断票にまとめることが可能となり、前年度との比較も簡単になった。



今後の展開に対する期待(協力者会議)

- 現在は、健康診断時に紙媒体に記録した内容を、校務支援システムに入力する作業が生じている学校もあるが、その業務を教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)に担ってもらうことも考えられる。また、健康診断時の記録を児童生徒の持つ端末に入力し、入力後に管理サーバー等へ送信、それが校務支援システムに自動入力されるようなシステムを構築できれば、紙媒体が一切不要となり、入力作業も削減できることが期待される。
- また、管理サーバー等に保管された健康診断結果を、児童生徒個々に付与するID等で呼び出せるようなシステムを構築できれば、健康診断結果や治療勧告の内容を、保護者が端末で確認することが可能となり、紙媒体による保護者への通知が不要となるほか、本人や保護者がそれらの情報を医療機関に提示して適切な医療につなげるなど、有効に活用されることも期待される。さらに、既読を確認できるようにすることで、保護者が健康診断結果を確認したかどうかについても把握できるようなシステムの仕様上の工夫も考えられる。
- なお、健康診断結果等のデータについては、個人情報の取扱いに十分留意する必要がある。

学校保健委員会のオンライン開催により、保護者や学校医の参加率がUP！

POINT

オンラインで学校保健委員会を開催することで保護者や学校医の参加率が上がり、児童生徒の健康の保持増進に向けて連携がとりやすくなった。



取組の背景・目的

児童保健委員会は、学校における健康教育を推進する上で重要な活動の場であり、養護教諭は、保健に関する実践活動の推進役となる児童保健委員会の指導に携わっているが、コロナ禍において集会活動が制限される中でも、児童の自発的、自主的な活動が効果的に展開されるよう努める必要があった。

また、児童保健委員会の活動の発表の場でもある、学校保健委員会についても、コロナ禍において、感染対策をしながら開催できる方法等を模索する必要があった。

取組の様子



児童保健委員会が作成した資料をオンラインで配信

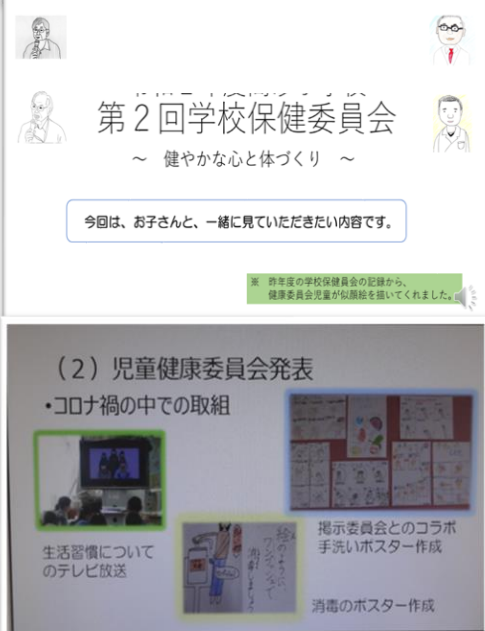
児童保健委員会の児童が各自作成したスライドを画像として取り込み、プレゼンテーション用のスライドを作成した。そのスライドを、ビデオ会議アプリケーションを使って配信することで、一堂に会することなく、委員会の発表活動が可能になった。

WEBを活用した学校保健委員会の実践

コロナ禍により対面開催が難しい状況の中、感染状況を確認しつつ、人数制限をして体育館で学校保健委員会を開催した。後日その様子を交えた動画を作成して、学校のホームページや動画の限定配信機能を活用し、保護者が日常生活の隙間時間にも視聴することができるようにした。

具体的には、児童保健委員会で行った「手洗いの実験」の取組を動画で作成して配信することで全校児童や多くの保護者が視聴することができた。

また、作成した動画を、学校医・学校歯科医・学校薬剤師に視聴していただき、いただいた指導・助言を「学校保健委員会だより」に掲載し各家庭に配付した。



ICTの活用による成果

活用成果1

委員会活動に取り組む児童の意欲が上がった

委員会の活動時間も限られた中、資料の作成時間を確保することが難しかったが、タブレット端末を使用することで、個別に作業が進められたため、児童の負担感が軽減し、より内容を高めようとする意欲が高まった。

また、デジタルでなく手書きにこだわりたい児童についても、各自作成した手書きの絵をデータとして取り込むことで共有することもでき、取組方法の多様性も確保することができた。

以前は体育館に全校児童が参集し、実施してきた各種集会だったが、ICTの活用により、感染症対策を踏まえながらの児童会活動を実施することができるようになり、委員会の活動に意欲的に取り組む児童の姿がみられた。



活用成果2

オンラインで学校保健委員会を開催し、児童の活動等を通して学校保健の取組を啓発

ホームページ等を活用した学校保健委員会を開催したが、保護者が都合の良い時間に見ることができ、今までは時間が合わずに参加できなかった保護者も視聴できるというメリットがあった。そのため、多くの保護者に学校保健の取組の普及・啓発を行うことが可能となり、学校保健の取組についての保護者の理解が深まった。

実験方法1

- 1 手洗いチェッカーを手にぬって乾かし、ブラックライトで、ついているか確認します。
- 2 手を洗います。



実験方法2

- 3 手洗いチェッカーが、どのくらい落ちていたかブラックライトにてをくざしてみた。
- 4 手洗いチェッカー（汚れのモデル）の残ったところにシールを貼りました。



実験結果 ※汚れが残ったところにシールを貼りました。



今後の展開に対する期待(協力者会議)

- 児童保健委員会の活動は、委員会に所属する児童で話し合って考えをまとめたり、協働してポスターやスライドを使ったプレゼン資料・作品などを制作したりするが、その際、ICTを効果的に活用(データの共有等)することで、効率よく作業が進められ、児童も意欲的に取り組むことができる。
- 学校保健委員会については、学校医・学校歯科医・学校薬剤師や保護者は時間の確保が難しく、参加しにくいという課題があるが、オンラインを活用することで、学校医・学校歯科医・学校薬剤師や保護者が参加しやすくなり、学校保健委員会における情報発信の効果が上がるとともに、学校保健委員会の活性化につながる。
- 学校や家庭のそれぞれの実情に合わせながら、双方の負担軽減が図れるよう、デジタル化を進めることで、学校保健に関する取組の普及・啓発を効果的に行うことが期待できる。また、健康面に関する個別の連絡等(情報交換)も行えるようにすれば、学校と家庭が連携した児童の健康管理の充実が図られるものと考えられる。

対面・オンラインのハイブリッドで食に関する指導の機会を増加！

POINT

共同調理場などから、オンラインで給食の時間や教科等における食に関する指導、個別的な相談指導を実施することで、栄養教諭の指導機会を増やすことができた。そのことによって、教職員や児童生徒との関係性が深まり、対面の指導の効果も上がった。



取組の背景・目的

32校の学校に給食を配送している共同調理場で、3名の栄養教諭が食に関する指導を行っている。一人10校以上の学校を担当しており、各学校への移動時間も含め、全ての学級への指導や、必要な児童生徒への個別的な相談指導の時間を確保するのに限界があった。

また、学校への訪問回数が少ないことから、各学校の教職員や児童生徒に顔を覚えてもらえず、いざ学校へ訪問をしても教職員から食に関する指導や児童生徒の栄養面の相談を受けたりする機会がなかった。児童生徒からの相談をされることもほとんどなく、学級担任からつないでもらい食に関する課題を抱える児童生徒に対して対面で指導をする際も、ほぼ初対面の状態であるため児童生徒から本音を聞き出すのが難しく、指導の効果も薄かった。

取組の様子

オンラインを活用した食に関する指導

- 本務校や共同調理場から、複数の学校の児童生徒のタブレットとつなぎ、複数の学校・学級に対して同時配信で指導を行った。給食の時間においては、栄養教諭の指導を一斉配信をした。
- 対面で栄養教諭が食育の授業をする際に、共同調理場とオンラインでつなぎ、調理の様子をリアルタイムで見せることで、食育の授業の効果を高めた。

オンライン(zoom等)を活用した個別的な相談指導

- 個別的な相談指導において、家庭とオンラインでつなぐことで、他の児童生徒の目を気にすることなく、プライバシーに配慮した指導が可能になった。また、保護者との面談においては、学校に出向いてもらうことなく、面談時間の調整が行いやすくなった。



ICTの活用による成果

活用成果1



オンラインと対面指導を組み合わせた指導による指導内容の充実と指導機会の増加

給食の時間において、3名の栄養教諭のうち、1名の栄養教諭が共同調理場からオンラインによる一斉指導の配信を行い、他2名の栄養教諭は学校において、個別に支援が必要な児童生徒への声掛けや指導を実施し、全体指導と個別対応の両立を可能にした。

活用成果2



立ち入りできない調理場内の様子も見る ことができる！

共同調理場の学校からの見学を受け入れているが、見学者は調理場に立ち入ることは出来ず、窓ガラスの外から見学することとなっていた。しかし、栄養教諭が調理場の中から調理の様子を配信することで、見学に来る以上に調理員の様子を間近に感じ、調理についてより詳細に学ぶことができた。

今後の展開に対する期待(協力者会議)

- ICTの活用により、食に関する指導の更なる充実が今後期待される。例えば、給食の時間の対面での巡視も必要ではあるが、対面での巡視は1日に回れる学級数に限りがあることから、オンラインを活用した配信を日常的に行うことも考えられる。そして、ICTも活用しながら、児童生徒と接する機会を増やすことで、児童生徒に寄り添い、頼られる存在へと自らを高めていくことが求められる。
- さらに、各学校で実施された食に関わる授業を教科等別に教材や指導案のデータをクラウド上で管理し、域内の全教職員が閲覧・活用できるようにすることで、食に関する指導の更なる充実が期待される。
- また、ICTの活用によって、栄養教諭の配置のない学校(本務校以外の学校)が食に関する指導の充実に向けて栄養教諭との連携強化を図ることにつながり、配置の有無による食育推進の格差を縮小することが期待される。具体的には、栄養教諭は食に関する指導の指導者としてではなく、全校的な体制で食育を実施するためのコーディネーターであるという自覚を持ち、担当する学校の教職員と関係性を築いていくことが求められている一方で、複数の学校の教職員と連絡を取り合うのは、物理的・時間的な制約から難しさがある。しかし、各校の職員会議や、教職員との食に関する指導の実施や個別指導についての事前打合せはオンラインで行うなど、ICTを活用することによって負担感なく実施できるよう工夫した展開が期待されるところである。
- なお、食に関する指導の際の調理場内の配信や給食センターと各学校の打合せのオンライン化にあたっては、各学校の単独調理場はもちろんのこと、共同調理場の調理室においても、無線LAN等の整備が求められる。

栄養教諭
事例
2

書類作成システムを導入し、より 確実に効率的なアレルギー対応が 実現！

POINT

食物アレルギー対応を管理するための個人別書類作成システムを導入することで、児童生徒ごとの個別の書類(アレルギー対応選択表や配食確認票、配送日程表、食管・ボックス用シール)を短時間に正確に作成することができ、安全・安心な対応や業務の効率化につながった。



取組の背景・目的

学校給食における食物アレルギー対応を行うにあたり、除去食対応児童生徒の家庭には、詳細な献立表と加工食品の配合表、原因食物に応じた個別のアレルギー対応選択表を配付している。また、配食や配送時には、除去食が確実に児童生徒の元に届くよう、チェックシートを使用している。

これらの書類は栄養教諭が作成していたが、毎日の業務量が大きく負担となっていた。また、誤りがあってはいけない書類である一方、手入力によりミスが発生する可能性もあった。

そこで、栄養教諭が行っていたアレルギー対応関係書類作成の業務の軽減と安全・安心なアレルギー対応を行うため、個人別書類作成システムを導入した。

取組の様子

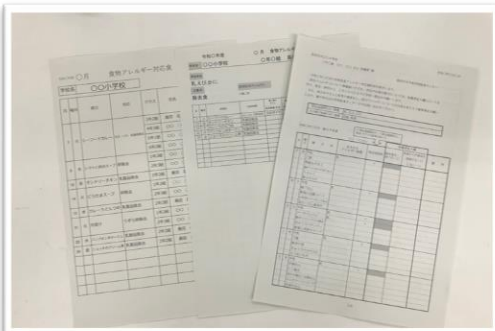
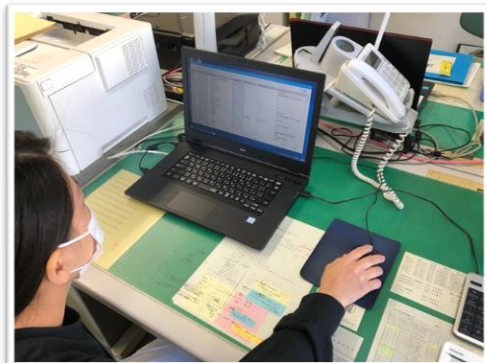
個人別書類作成システムと連動した献立作成

年度初めに、学校給食において食物アレルギー対応を希望する児童生徒・保護者と個別面談を行い、対応する児童生徒のリスト(アレルギーのある食品の情報含む)を作成している。

そのリストを個人別書類作成システムに年度初めに一度入力すると、その後は献立(食品)を入力するだけで、個人や学校・学級単位に必要な書類(学校名や学年・学級、個人用アレルギー対応献立表、アレルギー対応食の配食確認票・配送日程表・食管・ボックス用シール等)がシステム上で正確に一括作成されるようになった。

これまでは、栄養教諭が対象児童生徒ごとにアレルギー対応食品を確認しながら、複数人でチェックのうえ、個人献立表等の書類を作成していた。食物アレルギー対応児童生徒が増加する中、書類作成と確認業務が煩雑化し、学校に出向いて指導する時間が確保できなくなっていた。

システムを導入することで、書類作成業務等が激減し、栄養教諭が毎日計画的に学校に出向くことができるようになり、給食時間等の指導や、個別的な相談指導を行うことができるようになった。



ICTの活用による成果

活用成果1

安全・安心な食物アレルギー対応食の提供と書類作成業務の負担軽減を実現

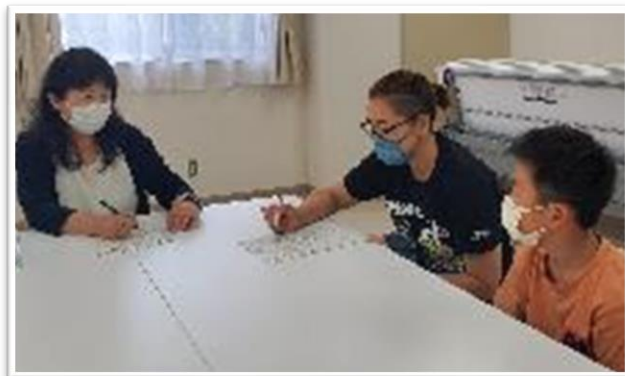
個人別書類作成システム

献立表等

〇〇小学校

令和4年7月4日印刷日

六小小学校
5年1組
ふりがな
西名
くらたまスープ
御披露



献立表等のアレルギー情報については、栄養教諭等が複数人で誤りがないか確認していたが、システムで正確に書類が作成されるようになり、手入力によるヒューマンエラーの防止にもつながった。

さらに、今まではアレルギー対応を有する児童の保護者には個人献立表を配付して除去食提供か弁当持参かの対応をしていたが、システム上のアレルギー対応の情報はスマートフォン等からでも確認することができるため、保護者との連携がとりやすくなり、対応の効率化が図られた。加えて、担任の代わりに臨時で給食指導に当たることになった教員もシステムから間違いなく対応できるようになった。

活用成果2



データの蓄積により、アレルギーを有する児童へのより適切な個別指導が可能に

システム導入により学年が上がる際にもデータが蓄積されることから、他の教職員への引継ぎや経年比較も容易になった。

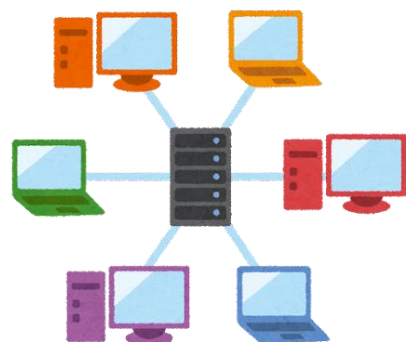
そのことで、アレルギー症状の改善が見られない児童の発見がしやすくなり、そういった場合の医療機関等の紹介や個別指導の方法の改善など、より適切な対応が行いやすくなった。

今後の展開に対する期待(協力者会議)

- アレルギーの改善に向けた個別指導においては、主治医や専門医と密接に連携することが求められるが、アレルギー対応についてデータ化されることで、主治医や専門医との情報共有も行いやすくなり、更なる連携が期待できる。
- アレルギー対応と指導状況の経緯が積み上げられることで、小学校及び中学校の9年間を見通した長期的な給食対応と個別的な相談指導の実施が今後期待される。
- アレルギー対応の情報をデータ化することで、有事の際に食物アレルギーを有する児童生徒の情報を消防署と共有し、適切な処置につながることも期待できる。

栄養教諭 事例 3

クラウドを活用し、食材発注業務を効率化！



POINT

食材の発注書をクラウド上で市と各学校と共同で作成し、市が食材発注業務を一括して行うとともに、調理場の温度管理等も自動化することにより各学校の管理業務を効率化することができた。

取組の背景・目的

これまで、市内統一献立での給食を実施していたものの、発注量の計算や発注書作成等を各学校ごとに行っており、栄養教諭が本務校及び兼務校の複数校分の発注業務を担わざるを得なかった。また、食数の変更があった際には発注数の変更を食材事業者ごとに電子メールにて申請しており、非常に複雑な業務となっていた。その結果、食に関する指導の時間が十分に確保できないことに加え、発注ミスや食材経費の計算ミス等を生じるリスクを抱えるという弊害があった。

また、衛生管理において調理場の温度等(部屋、冷蔵庫、冷凍庫、中心温度等)の確認をはじめとした管理業務についても栄養教諭が担っており、負担が大きかった。

そのため、食材経費の管理や発注業務等を市が一括管理して行うことや、衛生管理業務の合理化を行うことで、栄養教諭が行うべき給食管理業務を整理するとともに、食に関する指導の時間を確保する必要があった。

取組の様子



クラウド上で献立作成から食材発注を一括管理し、関係者間でリアルタイムで情報共有

市のクラウド上で、教育委員会に配置された栄養教諭が市の統一の献立作成を行い、一人分の食材と分量を入力する。そこに各学校の担当者が必要な食数を入力すると自動で発注量が算出される。臨時休業等で食数に変更がある場合は、各学校がクラウド上で入力する。

そのクラウド上の情報を食材発注業者等が確認し、食材発注が行われるとともに、教育委員会において経費管理を行っている。

なお、献立作成の際は、作業工程や作業動線を視野に入れた市内共通の献立指示書(調理員の作業手順)も教育委員会に配置された栄養教諭が作成している。また、栄養量の計算もクラウド上で自動算出されるようになっている。

クラウド上で調理場の温度等を一括管理

市のクラウド上で、各調理場における部屋ごとの温度・湿度、冷蔵庫・冷凍庫の温度、調理の中心温度等が、自動で一括管理され、記録されている。



ICTの活用による成果

活用成果 1



栄養教諭の栄養管理業務が整理されることで、食に関する指導時間を確保

栄養教諭が行うべき献立作成や栄養管理に係る業務が整理されたことで、給食の時間や教科等における食に関する指導、個別的な相談指導の時間が確保できるようになった。指導のための担任等との打合せや教材作成の時間も確保できるようになり、指導内容の充実も図られた。

活用成果 2



食数管理により、食材経費が可視化され、発注ミスや食材経費の計算ミス等のリスクが軽減

各学校、市町村教育委員会、食材調達業者等がデータをリアルタイムに共有できるシステムにおいて、食数管理、発注量の自動計算や発注書の自動作成、食材経費の管理等を行うことで、管理状況が可視化されるとともに、発注ミス・計算ミスのリスクを減らすことができた。

また、食数の変更があった場合にもクラウド上で共有ができるため、紙決裁及び各事業者への報告が不要になったことで、業務軽減とペーパーレスにつながった。

活用成果 3



急な学級閉鎖で生じた食材の余剰分も、域内全体で管理することで効率的に有効活用できるようになった

コロナ禍において、翌日からの学級閉鎖や学年閉鎖が決まることがあり、3、4日分の食材が急遽余ってしまうことがあったが、食材の賞味期限を確認し、後に回せるものは献立を組み替えるなどの調整・変更を行ったうえで、賞味期限が近い食材について市内全体で管理することで、フードバンクや子ども食堂につなぐことができ、効率的に有効活用することが可能となった。

今後の展開に対する期待(協力者会議)

- この事例のようにクラウド上で発注書等を管理することで、単独調理場に限らず、共同調理場、共同調理場と単独調理場を複数持つ自治体においても発注業務を一括化することが可能である。献立が市内で異なる場合も、献立を調理場ごとに市のシステムに入力し、発注業務は教育委員会で行うことで栄養教諭の負担を減らすということも想定される。
- 衛生管理について、今後、タブレット等を活用して、定期点検や日常点検、作業工程表、作業導線図等の諸帳簿の作成等を行うことで、毎日の点検等のための印刷や書類管理が不要となり、関係者同士の情報共有がさらに効率化されることが期待できる。また、衛生管理業務がデータとして蓄積・可視化されることで、業務の見直し・改善を行いやすくなる。
- 今後の栄養管理の展開として、給食における栄養の摂取状況と児童生徒一人一人の身長体重等の発育発達状況(成長曲線等)を掛け合わせて分析し、そのデータを個別の相談指導の充実に生かすことが期待できる。

養護教諭と栄養教諭の連携に関する事例について

本協力者会議においては、養護教諭と栄養教諭は、「養護」、「栄養」とアプローチこそ異なれ、児童生徒等の心身の健やかな成長を担うという意味において、目的を同じくするものであることから、2つの職の資質能力の向上を一体的に検討することとした。

また、議論の取りまとめにおいても、養護教諭と栄養教諭には、実施主体として学校保健活動や食育を推進するだけでなく、全校的な推進体制の中核として、教職員間の連携をコーディネート（調整）するといった能力が共通して求められることも改めて確認された。

さらに、令和4年12月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築～」においては、教員免許更新制を発展的に解消し、『新たな教師の学びの姿』を実現する体制を構築することとされ、「各学校において行われる校内研修や授業研究など、「現場の経験」を含む学びが、同僚との学び合いなどを含む場として重要」とされている。養護教諭及び栄養教諭は、他の教諭等と異なり、各学校一人しか配置されていないことが多い中、児童生徒等の心身の健やかな成長を担うという目的を同じくする職種として養護教諭と栄養教諭がお互いの職種について理解し合い、協働して学ぶことが今後ますます期待される。

一方で、養護教諭と栄養教諭の連携については、当たり前に行われている学校もある中、特に、栄養教諭が複数校を担当している場合などにおいては、十分に連携が進んでいない実態もある。養護教諭と栄養教諭の連携に向けて、まずは、日常的な情報交換の場や対話の機会を設けることが必要である。

そこで、本資料においては、養護教諭と栄養教諭が連携するに当たってそれぞれの専門性をより生かすために、どのような役割分担が望ましいかといった観点や、今後求められる養護教諭及び栄養教諭の役割において、どのように共に資質能力を向上させていくことができるかという観点から、事例を2点紹介する。本資料も参考にしつつ、各学校において養護教諭と栄養教諭の効果的な連携に向けた話し合いを行い、目的を共有した上で連携が更に進むことが望まれる。

事例 1

養護教諭・栄養教諭の適切な役割分担により、それぞれの専門性を生かした個別指導を実施！

POINT

健康課題の改善を促すために行う個別的な相談指導(肥満・痩身、食物アレルギー)を行うにあたって、養護と栄養の両方の観点から健康課題を抱える児童を抽出し、それぞれの専門性を生かし、補完し合いながら、児童の健康改善に必要な指導を行った。



取組の背景・目的

新型コロナの感染拡大による学級閉鎖などの影響もあり生活習慣の悪化による肥満・痩身の児童の割合が増えてきていることや、食物アレルギーを持つ児童が増加傾向にあったことから、個別的な相談指導の重要性も対象となる児童の数も増加していた。

そこで、養護教諭と栄養教諭個々の対応だけでは足りず、両者が連携することはもちろんのこと、学級担任などを巻き込んだ校内体制を構築することや、個別化する健康課題に対応するために学校医等からの指導・助言を受けられる体制を作る必要があった。

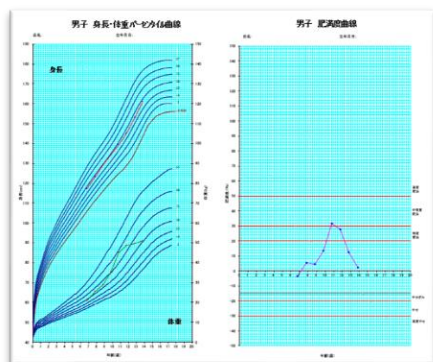
取組の様子

対象児童の抽出及び個別指導における連携

個別相談指導委員会を立ち上げ学級担任などを巻き込んだ校内体制を構築する必要があった。

養護教諭が健康診断の結果を、子供の健康管理を行う市販のプログラムに取り込み、身長・体重成長曲線と肥満度曲線データを作成した。そのデータや学校生活管理指導表などを基に、養護教諭と栄養教諭で連携して、校内で個別的な相談指導が必要な児童を抽出し、相談指導を実施した。

個別的な相談指導においては、栄養教諭が栄養摂取や食生活についての指導をしつつ、養護教諭が心のケアや生活習慣全般についての指導をするなど、それぞれの専門性を生かし、補完し合いながら、児童の健康改善に必要な指導をした。



アセスメント・個人目標の設定・栄養補給計画

アセスメント(現状把握と課題の抽出)では、聞き取りをした家庭での食事内容と学校給食の摂取状況をソフトウェアを活用して栄養計算をし、対象児童が摂取したエネルギー量、栄養素量を算出した。併せて、生活・運動についての調査を実施した。

アセスメントの結果を基に、養護教諭と栄養教諭が一緒に健康課題を抽出するとともに、対象児童の身長の伸びを推定し、体重等の個人目標を設定した。

栄養教諭は個人目標を達成するための栄養補給計画と行動計画を立て、行動計画の日々の実行状況の確認は養護教諭が行った。



養護教諭・栄養教諭の連携による成果

活用成果1



それぞれの専門性を生かした個別指導や健康教室の実施

日頃より、対象児童の体調や行動に関することは、養護教諭が見守りを行い、給食の摂取状況は栄養教諭が把握している。養護教諭と栄養教諭が協働することで、お互いの専門性の視点から、気になる児童の抽出が出来た。

また、月1回の面談前には、綿密に打ち合わせをして、生活習慣に関するアドバイスは養護教諭が行い、食事面でのアドバイスは栄養教諭が行うことで保護者や児童の理解が深まり、意欲を高めることができた。

さらに、夏休みには養護教諭と栄養教諭が連携して健康教室を開催した。

連携してデータの管理・活用をすることにより、校内及び校外への情報共有がスムーズに

養護教諭と栄養教諭が対象者ごとの個人カルテをそれぞれ作成するのではなく、共同で作成・データ管理することで、個別相談指導委員会において分かりやすい資料提示や提案が可能となり、協議がしやすくなった。

また、個人カルテ上で成長曲線や肥満度曲線、栄養補給計画をまとめて見られるようになったことで、児童や保護者、児童の支援にあたる関係者(主治医や主治医の病院の管理栄養士等)にも情報共有がしやすくなった。

活用成果2



今後の展開に対する期待(協力者会議)

- 個別相談指導委員会などの組織を設けることで、個別的な相談指導を行う養護教諭と栄養教諭の連携が深まり、より多くの児童の健康状態を改善できると考えられる。
- ICTの活用が進み、更にデータ管理の効率化やデータの見える化が進めば、養護教諭・栄養教諭間の連携も加速することが期待される。
- また、各学校の「食に関する指導の全体計画」や「学校保健計画」の作成に当たっては、栄養教諭・養護教諭が、それぞれ給食(食育)主任や保健主事、学級担任、各教科の教諭等と連携しつつも、それぞれの計画を照らし合わせて、お互いに連携できる指導場面をあらかじめ共有しておくことが求められる。
- 関係機関との連携に当たっても、養護教諭はスクールカウンセラーや学校医、学校歯科医等、栄養教諭は児童の主治医や主治医のいる病院の管理栄養士というように、連携先が異なるものの、対象とする児童は同じであることから、互いの連携先が情報共有できるようなケース会議を養護教諭・栄養教諭が中核となり共同開催することも想定される。

事例 2

児童生徒の健康問題解決に向けた 校内体制構築のために、合同研修で コーディネート能力を向上！

POINT

児童生徒の心身の健康問題の多様化に伴い、問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応していくことが求められている中、養護教諭及び栄養教諭においては、校内体制構築のためのコーディネーターとしての役割を担うことが求められており、コーディネート能力向上のための合同研修を実施した。



取組の背景・目的

これまで養護教諭と栄養教諭に係る研修会等については、例えば、アレルギー対応研修や子供のメンタルヘルス研修など、それぞれの趣旨や目的に応じてテーマごとに開催されてきた。しかし、テーマによって参加者が養護教諭か栄養教諭のいずれかに偏りがちで、養護教諭と栄養教諭が学校における健康教育の中心的な立場として共に資質能力を伸ばし合うという研修にはなっていなかった。また、同じ児童生徒の健康課題に向き合う立場でありながら、養護教諭と栄養教諭の連携が十分にとれていない場合もあった。

今後の学校現場における健康教育の更なる充実を図るためには、養護教諭及び栄養教諭には、連携して校内での推進体制を構築することが求められており、そのためには、これまでの研修体系を見直し、養護教諭と栄養教諭に共通して求められている資質能力の向上を目指す研修会を合同で開催するなど、互いの職務や求められている役割等についての理解を深める場や共に学び合う場が必要であった。

取組の様子

両職種に求められるコーディネート能力の向上に向けた合同研修

養護教諭と栄養教諭については、学校現場における健康教育の推進を図る中核として、教職員間の連携や保護者や学校医等の外部の専門機関等との連絡調整など、コーディネーターとしての役割が期待されている。そこで、本研修では学校現場で両職種に求められているコーディネート能力の向上を目的として講演及び演習が養護教諭及び栄養教諭に対して合同で行われた。

具体的には、どのようにしたら相手に伝わりやすいかといったコミュニケーション方法を学び、ペアワークで実践したり、患者対応が劇的に改善した病院を例に、どのように職員間のコミュニケーションが改善され、職場環境が変わっていったかという、事例をもとにした講義を受けた。

その上で、保護者から電話で相談があった場合や、職員会議において提案をする場合、校外の学校医に情報共有する場合など、実際に起こり得る対人関係上の場面を想定し、場面場面でどのように相手と信頼関係を築いていくか、そのためにどのようなコミュニケーション方法が適切かということをロールプレイング等を通して実践的に学んだ。



研修の成果



健康教育の充実に向けた研修内容及び研修体系の見直し

今回、新たな試みとして両職種を一堂に集め、コーディネート能力という共通して求められる能力の向上に向けた研修会を合同で開催したことで、健康教育の推進においては校内の全教職員を巻き込んで体制を構築し、自分たちが人をつなぐコーディネーターとしての役割を担っていく必要があるという意識の向上につながった。参加者からは、「コミュニケーションにおいては、相手を変えるのではなく、自らが変わることが重要だ」という話があったが、自分はこれまで他の教職員から声をかけてくれるのを待っていて連携のしづらさを感じていた。しかし、信頼関係を築く上では待ちの姿勢を変えて、こちらから働きかけていこうという意識の変化があった。」という感想が上がった。

連携の成果



合同研修が養護教諭と栄養教諭の交流の場となり、健康教育に関する情報の共有が進んだ

合同研修においては、お互いの専門的知見から異職種ならではの視点による意見交換がされ、参加者同士の学び合いが深まるなど、より研修の効果が上がった。

また、研修の演習を通して、参加者同士がお互いの職種や学校における役割等について交流を深める良い機会となった。

特に複数校を兼務している栄養教諭は、各学校の養護教諭と会う機会が少なく、必ずしも連携が取れていると言えない場合もあり、この研修をきっかけとして、日頃から相談ができるような関係性を築くことができ、それぞれが有している児童生徒の健康に関わる情報の共有などが進み、健康面に課題を抱える児童生徒に対する指導の充実につながった。

今後の展開に対する期待(協力者会議)

- 今後は健康教育の推進に向けて、コーディネート能力以外にも養護教諭及び栄養教諭に共通した資質能力の育成を目的とした研修を計画し、合同実施を視野に入れた新たな研修体系の構築が期待される。
- また、養護教諭と栄養教諭の合同研修のみならず、他の教職員も含めてすべての教職員が一体となった学び合いの場で、他の教諭等とお互いの職務やその専門性について理解し合うことや、学校経営等に関する知見を得ることを通して、校内における多職種連携や養護教諭及び栄養教諭自身のキャリアパスの多様化につながることが期待される。
- 健康教育に関連する内容を各教科等を通じて取り組む際、どの授業の時間で実施するかについて、誰にいつ相談すればよいのか分からず、課題と感じている養護教諭と栄養教諭が多い。養護教諭・栄養教諭ともに、健康教育推進のための指導時間をしっかりと確保し、組織的に対応するための校内体制を構築するためには、年度当初に作成する年間指導計画に健康教育を位置付けることが必須である。その上で計画に位置付けた健康教育についてのカリキュラム・マネジメントを、養護教諭と栄養教諭が連携し各教科等の担当とともに行っていくことで、学校組織としての健康教育の目的の共通理解につながり、学校全体における指導の充実が期待される。